



**隼人の抵抗
1300年記念
シンポジウム
資料集**

隼人の抵抗 1300 年記念シンポジウム 資料集

目 次

隼人と律令国家—養老四年の戦いを中心に—	永山 修一	1
隼人と 1300 年	中村 明蔵	11
宇佐国東半島に広がるもうひとつの隼人	小野 辰浩	21
隼人の乱と霧島市	藤浪 三千尋	35
隼人と日本書紀	原口 耕一郎	53
隼人がこもった古代の城	池畑 耕一	67



隼人と律令国家

—養老四年の隼人の戦いを中心に—

永山修一（ラ・サール学園教諭）

はじめに

天武十一年(682)、阿多隼人と大隅隼人が都（飛鳥浄御原宮）への朝貢を開始した。都で大隅隼人と阿多隼人は相撲をとり（大隅隼人が勝利）、その後、大隅隼人・阿多隼人が飛鳥寺の西に広がる槻のたつ広場で政府によって饗応される様子を、多くの人々が見物した。これは、都から遠く離れた夷狄（野蛮と考えられていた人々）が住む地方にまで、天皇の威光が届いていることを示すデモンストレーションであった。その後も、隼人たちは、おおよそ6年ごとに都に朝貢を行って、次の朝貢隼人が上京すると帰郷したが、その一部は都付近にとどめられ、大宝律令では隼人司と呼ばれることになる役所によって統轄されることになった(永山 2012)。

天皇を中心とする国家をつくろうとする政府にとって、夷狄は、天皇の徳の高さを示す存在であったが、同時に天皇の支配下に組み込まれるべき存在、最終的には令制国のもとに戸籍・計帳によって把握され、諸々の税を納める公民となるべき存在でもあった(石上 1984・原口 2018)。

大宝元年(701)に大宝律令を完成させた律令政府は、これに基づいて戸籍造りを本格化させた。九州でも、戸籍造りと郡司の選任に着手されたが、大宝二年(702)薩摩・多嶺地方では、これに対する抵抗が起こった。これを、「人口調査の罪」という未開社会のタブーと関連させて理解しようとする説もある(義江 1979)。政府は、大宰府に命じて軍事的に制圧し(林 1979・山田 1987)、戸籍を造りと国司・郡司の任命に着手し、薩摩国・多嶺嶋が設置されることになった。これ以降、隼人は、阿多隼人は薩摩(国)隼人、大隅隼人は日向(国)隼人というように令制国を単位として管轄されることになった。

和銅二年(709)隼人は朝貢を行い、翌年正月元日の朝賀の儀では、大伴旅人らが將軍として威儀を整える中、蝦夷とともに参列した。そしてまもなく日向隼人曾君細麻呂が、隼人の荒々しい習俗を教え諭し、聖化に慣れ親しませたという理由で、外従五位下の位を与えられている。曾君は、後の大隅国曾於郡を本拠とする隼人の有力氏族であるから、政府による大隅地方の支配は順調に推移していたようであり、こうした情勢を受けて和銅六年(713)四月、日向国の肝坏・贈於・大隅・始禰あいらの四郡を割いて、大隅国が設置された。これは、日向国から隼人の居住する郡を大隅国として分置したものであった。

大隅国と同時に丹後国・美作国も建置されており、この3国の分置が、翌年に予定されている戸籍作成と何らかの関連をもった措置であったことは確実である。

大隅国の設置の際、隼人との軍事衝突が起こり、これも大宰府によって編成された軍勢によって鎮圧されて(松本 2003)、戦功のあった1280人余に勲位が授けられた。この翌年三月には、昏くらくて荒く、野蛮な心を持ち、政府の法令に従っていない隼人を導くために豊

前国の民 200 戸を移住させた（『続日本紀』和銅七年三月壬寅条）。この移民をもとに、大隅国では桑原郡が置かれたと考えられている。

霊亀元年(715)正月元日の儀式に、皇太子（後の聖武天皇）が初めて参加した。この儀式に、陸奥・出羽の蝦夷と奄美・夜久・度感・信覚・球美の南島人が参列したことは史料で確認できるが、隼人の参列は想定されるものの史料には見えない。

翌霊亀二年(716)には、和銅二年(709)に朝貢してきた薩摩・大隅の隼人たちの滞京期間が 8 年に及んでいることが問題となり、以後 6 年ごとに朝貢すべきことを定めた。そして翌養老元年(717)には大隅・薩摩 2 国の隼人が朝貢してきて、風俗歌舞を奏した。これ以降、朝貢に際して大極殿などで風俗歌舞を行うことが恒例となった。

1 養老四年の隼人の戦いの経過

養老四年に政府と隼人との間に最大規模の軍事衝突が起こった。翌養老五年には戸籍作成が予定されていたから、この衝突の背景にも戸籍作成の問題が存在していたと考えられる。

養老四年の隼人の戦いについて、時系列的に見ていくことにする。『続日本紀』養老四年(720)二月壬子（二十九日）条には、次のような記事が見える。

大宰府が次のように奏上してきた。「隼人が反逆し、大隅国守陽侯史麻呂を殺しました。」

二月二十九日は、大宰府がこの報告を発出した日付と考えられる。大宰府と大隅国府間の緊急情報送達の所要日数は、2 ～ 3 日程度と考えられるから、大隅国守殺害事件の報告は、二月二十六日あるいは二十七日に大隅国府から発出された可能性が高い。

大隅国守殺害がいつ起こったかについては明かでないが、鹿屋市には陽侯麻呂殺害事件に関する伝承の残る場所がある。鹿屋市の史跡「国司塚」は、国内巡検のため鹿屋に入った陽侯麻呂が葬られた所と伝えられる。国司は、諸々の目的で国内を巡視することになっていたから（養老職員令大國条）、その途中で殺害されたと考えれば、事件が起こったのは二月二十六日あるいは二十七日をさらに何日か遡ると考えられる。

隼人の蜂起の知らせが届くと、政府は即座に追討軍の派遣を決定した。『続日本紀』同年三月丙辰（四日）条には、

中納言正四位下大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍とし、授刀助從五位下笠朝臣御室と民部少輔從五位下巨勢朝臣真人を副將軍とした。

とあって、この時点で太政官と呼ばれる政府の中枢機関の中で序列第 4 位に位置する中納言大伴旅人を最高司令官として征討軍派遣することに決した。軍防令帥出征条の規定によれば、大將軍 1 人、副將軍 2 人を置くのは、1 万人以上の兵力を動員する場合とされおり、国守が殺害されたという事態を深刻に受けとめ、それまでの大宰府組織を用いた征討軍ではなく、政府の首脳が直接指揮を執るかたちで征討軍を編成した。当時の日本の人口は 500 万人ほどともいわれており、軍事動員の規模の大きさを知ることができる。

「天平九年(737)豊後国正税帳」によれば、日田郡の大領日下部連吉島が勲十等、少領日下部君大國と主帳日下部君が勲十等、玖珠郡の領国前臣龍麿が勲九等、主帳生部宮立が勲十等を帯びており、勲位は軍功に応じて授けられるのであるから、北部九州からも兵力の動員が行われていたことがわかる。

征討軍は、遅くとも五月の上旬から中旬までには、現地で戦闘態勢に入った。『続日本紀』同年六月戊戌（十七日）条には、次のように記されている。

天皇は次のような詔を出した。「①蛮夷（野蛮人）がわざわざいをもたらすことは古くからあることである。中国の漢王朝は五人の將軍に命じて、驕り高ぶる胡（匈奴のこと）を服属させ、周王朝は、王自ら二度にわたって兵を率いて、荒俗（荒々しい野蛮人たち）を王のもとに朝貢させた。②いま、西の辺境の小賊（隼人のこと）が反乱を起こして天皇の導きに逆らい、しばしば良民に被害を与えた。そこで、持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人を派遣して、その罪を処罰し、その根拠地を一掃した。旅人は、武器を整え兵士を率いて、兇徒たちを掃討したので、頭目たちは捕縛されて、下僚に命乞いをし、悪者どもは地面に頭をこすりつけて、先を争ってよい風俗に靡くようになった。③將軍が原野に野営して一月以上もたった。時期的には最も暑い季節であり、その艱苦はいかばかりであろうか。そこで、使いを送って慰問させる。いっそう、忠勤に励むようにせよ。」

③のように六月十七日の段階で、在陣 1 ヶ月以上というのだから、五月中旬までには戦闘態勢に入っていたと考えられる。②は、養老四年の隼人の「反乱」のことを述べているが、その状況を①では漢の時代の胡や周の時代の荒俗などの「夷狄」に対比している。ここで隼人は「夷狄」として認識されていることがわかる。

さらに七月甲寅（三日）条には、

征西將軍大伴旅人以下抄士に至るまで、身分に応じて物を授けた。

とあり、ここに抄士（舵取り）が見えることから、船を用いて兵員や物資の輸送していたことがわかる。「天平八年薩摩国正税帳」の出水郡の部分に「糶 壹仟伍伯肆斛参斗壹升【養老四年】」、高城郡の部分に「糶 壹仟貳百六十一斛【養老四年】」とあって、糶は 1 人 1 日当たり 2 升支給されることになっていたから、前者では 110173 斗余、75215.5 人分、後者では 92353 斗、63050 人分となる。こうした大量の物資は船によっても運ばれていたであろう。なお「糶」は、米を蒸して曝して乾燥させたもので、水や湯でもどして食する携行食糧・兵糧であり、粟や黍で造ることもあった。軍防令では、兵士は一人当たり糶 6 斗・塩 2 斗を持参して糶庫・塩庫に蓄え、行軍の際に支給されることになっていた。【養老四年】の注記は、この糶が備蓄され始めた年を示している。これだけ大量の軍食用食料が、衝突の 16 年後の段階でも保管されているということは、この衝突を政府が極めて深刻に受け止めていたことを示している。

さて、この軍事衝突の地域的な広がりを見ると、『続日本紀』養老六年(722)四月丙戌（十六日）条には、

陸奥の蝦夷、大隅・薩摩の隼人らを征討した將軍以下、および戦功のあった蝦夷と通訳に、戦功に応じて勲位を授けた。

とあって、大隅隼人ばかりでなく薩摩隼人も征討の対象になっており、さらに『八幡宇佐宮御託宣集』に「元正天皇の治世、養老年中に、大隅・日向隼人らが襲来してきた」、『扶桑略記』養老四年(720)九月条には「大隅、日向両国乱逆」とあって、日向国内でも「反乱」が起こっていたとする。

しかし、隼人の居住地を日向国から分置して大隅国を置いたのであるから、日向国内には隼人は居住して居ないはずである。日向国内の「反乱」とは、隼人征討軍の主力の一角

を占めていた日向国からの兵力の中で起こった兵力動員への忌避などの動きが、隼人への加勢と見なされたとも考えられる。

また、宇佐八幡宮に関する「ひろはた八幡八幡大神大託宣並公家定記」・「八幡宇佐宮御託宣集」・「みやじえんじしやう宮事縁事抄」などの史料には、隼人の根拠地を、大隅・日向両国のぬぬら奴奴良（史料によっては奴止良、奴久良、奴良）・桑原（同じく幸原）・神野・牛屎・志加牟及び曾於の石城・ひめき比売城（同じく比売乃城）のいわゆる「隼人七城」としているものがあるが、その信憑性には疑問がある。ただし、曾於の石城は、霧島市国分の東部、俗に城山と称される所、比売城は同市府中の北、外姫城・内姫城のあたり、また桑原は大隅の桑原郡が同国肝属郡桑原郷のいずれか、牛屎は後の牛屎院の地にあたり、薩摩国伊佐郡の川内川上流地域を指すのではないかという説がある（平田 1997）。また、奴久良城については、始良市加治木町日木山のやくら奴久良城跡に比定する説もある（始良市教委 2018）。

さて、八月三日に政府の最高指導者藤原不比等が死去し、これをうけて、政権首脳の再編が行われた。養老四年八月壬辰（十二日）条には、

天皇が次のような勅を発した。「征隼人持節大將軍大伴宿禰旅人にしばらく帰京を命じる。

ただし副將軍以下は、隼人の反乱がまだ平定されていないので、現地に駐屯を続けよ。」という記事があり、大伴旅人は都に呼び戻されることになった。対隼人戦争の戦況は、最高指揮官の戦線離脱を可能とする程度には政府軍優勢に推移していた。しかし鎮圧までにはさらに1年近くがかかることになる。

大伴旅人が帰京して間もない九月、陸奥国が、「あぜち蝦夷が反乱を起こし、按察使正五位下かみつげのあそんひろと上毛野朝臣広人を殺しました。」と奏上してきた（『続日本紀』同月丁丑条）。政府は、持節征夷將軍と持節鎮狄將軍を任命し、陸奥・石背・石城・遠江・常陸・美濃・武蔵・越前・出羽の9国から兵士を動員して、翌年四月までにこれを鎮圧することになるが、政府は、ほぼ同時に、南と北の「反乱」に直面することになった。

この二つの「反乱」が戦場となったり鎮圧軍に動員された地方に住む人々の生活に大きな影響を与えていたことは、次の『続日本紀』養老五年(721)六月乙酉(十日)条からわかる。太政官は次のように奏した。「(中略)、陸奥・筑紫のとりで辺塞(辺境の砦)の民は、しばしば戦乱に遭い、兵役に病み疲れています。その上、父子が死亡し一家が離散しています。この状況を考え、深く憐れんでいます。(そこで)本年の調庸を免除すべきです。諸国の軍人で、みずから兵士を率いて逆賊を殺害したり捕獲したりし、勝に乗じて敗走する逆賊を追撃した者には、二年間租税を免除します。戦場で戦い死去した者には、その父も子も一年間租税を免除します。もし子が無い者は、子に準ずる適当な者で同じ郷里の者を審議決定し、租税を免除することを許します。(下略)」。天皇はこれらを許可した。

そして、翌月の『続日本紀』養老五年(721)七月壬子(七日)条には、

征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室と從五位下巨勢朝臣真人らが帰還した。斬首した者、捕虜とした者合わせて一千四百人余りであった。

とあって、南九州での軍事行動が約1年半を経てようやく終結したことを伝えている。

2 養老四年の隼人の戦いの影響

戦いの後の動きを見ていくことにする。『続日本紀』養老五年(721)十二月辛丑(廿九日)

条には、

薩摩国は、人は希^{まれ}なのに土地は多い。便宜に応じて合併する。
という記事がある。何をどのように合併するのか不明の点が多いものの、養老四～五年の軍事行動をきっかけに、薩摩国の現状を直視し、その上で採用された政策であったことは確かである。

さて養老六年(722)四月、軍事的に見ると政府は、養老四年の対隼人戦争にひとつの区切りをつけた。『続日本紀』同年同月丙戌(十六日)条には、

①陸奥の蝦夷や大隅薩摩の隼人等を征討した将軍以下の者、および戦功を挙げた蝦夷や通訳者に対して、その功に応じて勲位を与えた。②また、大宰府管内の大隅・薩摩・多^{かり}櫛・杵岐・対馬などの国嶋司に欠員が出た場合、大宰府の官人の中から選んで、権に国嶋司に任命できる制度を初めて定めた。

とあって、①で、養老四～五年の対隼人・対蝦夷戦争の論功行賞を行っており、対象者の中には通訳者がいるから、蝦夷・隼人との会話には通訳が必要であったことがわかる。②は、大宰府管内の二国三嶋司に欠員が生じた際の対応について定めたものである。養老四年の対隼人戦争では大隅国守が殺害されたことによって、大隅国内は大混乱に陥ったと考えられる。そこで、対象をその他の辺要国嶋司にも拡大した上で、欠員がでた場合大宰府がその官人の中から臨時の国嶋司を選んで任命することを認めたものである。

さらに『続日本紀』養老七年(723)四月壬寅(八日)条には、

大宰府が次のように言上してきた。「日向・大隅・薩摩三国の兵士たちは、隼人を征討し、しばしば軍事行動にかり出されました。さらに、穀物が実らず、飢えや寒さの苦しみが迫っております。謹んで故事を調べてみますと、軍事行動が起こったあと、時に飢饉や疫病が起こっています。ですから、天子の恩を下されて、三年間税を免除してくださいますようお願いいたします」と。天皇はこれを許可した。

とあって、政府軍の主力が日向・大隅・薩摩三国からの兵士によって構成されており、折からの凶作によって、飢饉や疫病の危機にさらされていたことがわかる。対隼人戦争中の養老五年(721)六月に出された、戦功をあげた者や戦死者に対する免税措置だけでは不十分とされ、この三国で動員されたすべての兵士に対して、三年間の免税が認められることになった。

その後間もなく、隼人の朝貢が行われた。前回の養老元年(717)からちょうど6年目に当たり、6年相替制に沿ったものであった。『続日本紀』養老七年(723)五月辛巳(十七日)条には、

大隅薩摩二国隼人ら合わせて六百二十四人が朝貢してきた。

同甲申(二十日)条には

天皇が隼人に饗宴を賜い、隼人たちは風俗の歌舞を奏した。隼人の首長三十四人に、各人に応じて、位と禄を与えた。

さらに六月庚子(七日)条には、

隼人が帰郷した。

とある。隼人の朝貢は、682年以降20回近く行われているが、そのうち人数のわかるものはわずかである。表1は、朝貢隼人の人数をまとめたものである。

和銅二年(709)は、aの薩摩国188人に加えて大隅国からも同程度の人数があったとすれ

ば 380 人ほど、d の 296 人は 735 年に入朝した人数、e の 382 人はこの時帰郷した人数と考えられるから、これは天平元年(729)に入朝した人数と考えられる。この推移をしめすと、

709 年 350 ～ 400 人 → 717 年 ? → 723 年 624 人 → 729 年 382 人 → 735 年 296 人

となり、養老六年(723)年の人数が際だって多いことがわかる。養老四年～五年にかけて 1 年半以上かかった隼人との戦いに勝利した後、初めて行われる朝貢では、過去最大の規模で実施させ、改めて隼人たちに服属を誓わせたといえる。

表 1 朝貢隼人の人数

	年月日	人数	備考
a	持統三年(689)正月壬戌	174	筑紫大宰が献じた人数
b	和銅二年(709)十月戊申	188	薩摩国から朝貢した人数
c	養老七年(723)五月辛巳	624	大隅・薩摩二国から朝貢した人数
d	天平七年(735)七月己卯	296	大隅・薩摩二国から入朝した人数
e	同年八月壬辰	382	爵・禄を与えられた人数

a は『日本書紀』、b～e は『続日本紀』

3 政府の隼人支配

養老四年の戦いの後、南九州をどのように支配していくかが、政府の重要な課題となった。

(1) 郡司の任用をめぐる

まず、隼人たちの人心を掌握する必要があった。『続日本紀』養老六年(722)四月丙戌(十六日)条には、「戦功を挙げた蝦夷に勲位を与える」記事があったが、隼人たちの中にも、戦功を挙げた隼人がいたことが、いくつかの史料によってわかる。表 2 は、薩摩・大隅国関係者の中で、勲位を帯びている人々を挙げたものである。

表 2 勲位を帯びた隼人

	官職	位階・勲位	姓名
①	始羅郡少領	外従七位下勲七等	加志君和多利
②	出水郡大領	外正六位下勲七等	肥君(名欠)
③	出水郡少領	外従八位下勲七等	五百木部(名欠)
④	出水郡主政	外少初位上勲十等	大伴部足床
⑤	薩摩郡少領	外正七位下勲八等	前君乎佐
⑥	薩摩郡主帳	外少初位上勲十二等	肥君廣龍
⑦	薩摩郡主帳	外少初位下勲十等	曾泉主麻多
⑧	阿多郡少領	外従八位下勲十等	薩麻君鷹白
⑨	阿多郡主政	外少初位上勲十等	加士伎泉主都麻理

①は『続日本紀』天平元(729)年七月辛亥条、②～⑨は『天平八年(736)薩摩国正税帳』

先に見たように勲位は、戦功に応じて与えられるものであり、一等～十二等からなつたが、例外的に元正天皇の讓位により聖武天皇が即位したことにともなって、神龜元年(724)二月甲午(四日)、内外の文武職事及び五位以上を父にもつ後継者に勲位一級が授けられた

『続日本紀』同日条)。⑥は、その神亀元年に初めて勲位を与えられて勲十二等を得たと考えられるが、他の 8 名はそれ以前に勲位を帯びていた。こうした人々が勲位を与えられる軍功・戦功とは、南九州で戦われた対隼人戦争以外には考えられない。②～④は出水郡の郡司であり、彼らは肥後系の人々であった。そして①⑤⑦⑧⑨の 5 名が隼人の有力者であり、彼らは隼人の戦いに於いて、政府側について隼人であった。政府に協力した隼人の有力者たちを郡司(大領・少領・主政・主帳の四等官制をとる)に任用することは、彼らに対する褒賞としての意味を持つと同時に、政府は彼らの持つ影響力を利用してこの地域の支配を進めようとしたのである。

郡司の任用については、2 つの点に注目したい。まず第一に、^{おどねり}大舎人の問題である。「天平十年^{すおうのくに}周防国正税帳」に、天平十(738)年六月二十六日に大隅国へ向かう途中に周防国を通

表 3 8 世紀の史料に見える薩摩国・大隅国・多嶺嶋の人名

	郡等	人名		所見年月日等	
1	日向隼人	曾君細麻呂	B	和銅 3.正.庚辰	外従 5 位下
2		贈啖君多利志佐	A	天平 12.10.壬戌	
		〃		天平 15. 7.庚子	外従 5 位下→外正 5 位上
		〃		天平勝宝元. 8.癸未	外正五 5 上→従 5 位下
3		曾公足麻呂	B	神護景雲 3.11.庚寅	外正 6 位上→外従 5 位下
4	曾於郡大領	曾乃君牛養	B	延暦 12. 2.己未	外正 6 位上→外従 5 位下
5		曾県主岐直志自羽志加禰保佐	A	天平勝宝元. 8.癸未	外正 6 位上→外従 5 位下
6		肝衝難波	B	文武 2. 4.壬寅	
7	大隅郡?	大隅直坂麻呂	B	天平 10. 6.26 *	大舎人无位
8		大住直倭	B	神護景雲 3.11.庚寅	外正 6 位上→外従 5 位下
		〃		宝亀 7. 2.丙寅	外従 5 位下→外従 5 位上
9	始羅郡 少領	加志君和多利	A	天平元. 7.辛亥	外従 7 位下勲 7 等→外従 5 位下
10		加志公島麻呂	B	神護景雲 3.11.庚寅	外従 5 位下→外従 5 位上
11		佐須岐君夜麻等久久壳	A	天平元. 7.辛亥	外従 7 位上→外従 5 位下
		〃		天平 15. 7.庚子	外従 5 位上→外正 5 位下
12	熊毛郡 大領	(多嶺後国造)安志託	A	天平 5. 6.丁酉	外従 7 位下
13	益救郡 大領	(多嶺直)加理伽	A	〃	外従 6 位下
14	能満郡 少領	(?)粟麻呂	B	〃	外従 8 位上
15	薩摩郡 大領	薩麻君福志麻呂	B	天平 8 年正税帳**	外従 6 位下
16	薩摩郡 少領	前君乎佐	A	〃	外正 7 位下勲 8 等
		〃		天平 15. 7.庚子	外正 6 位上→外従 5 位下
		〃		天平勝宝元. 8.癸未	外従 5 位下→外従 5 位上
		〃		天平宝字 8.正.丙辰	外従 5 位上→外正 5 位下
17	薩摩郡 主政	薩麻君宇志	A	天平 8 年正税帳**	外少初位
		〃(薩麻公宇志)		天平宝字 8.正.丙辰	外正 6 位上→外従 5 位下
18	薩摩郡 主帳	曾県主麻多	A	〃	外少初位下勲 10 等
19		薩末比壳	A	文武 2. 4.壬寅	
20		薩末久壳	A	〃	
21		薩末波豆	A	〃	
22		薩摩君国益	B	天平 10. 6.26 *	右大舎人无位
23		薩麻公久奈都	A	神護景雲 3.11.庚寅	外正 6 位上→外従 5 位下
24		薩麻公豊継	B	宝亀 7. 2.丙寅	外正 6 位上→外従 5 位下
25	阿多郡 少領	薩麻君鷹白	B	天平 8 年正税帳**	外従 8 位下勲 10 等
		〃		天平宝字 8.正.丙辰	外正 6 位上→外従 5 位下
		〃		神護景雲 3.11.庚寅	外従 5 位下→外従 5 位上
26	阿多郡 主政	加士伎県主都麻理	A	天平 8 年正税帳**	外少初位上勲 10 等
27	阿多郡 主帳	薩麻君須加	A	〃	无位
28	衣評 督	衣君県	B	文武 2. 4.壬寅	
29	衣評 助督	衣君弓自美	A	〃	

出典：*は「天平十年周防国正税帳」、**「天平八年薩摩国正税帳」、他は『続日本紀』

過し食料の提供を受けた^{むい}无位の左大舍人^{おおすみのあたいさか まろ}大隅直坂麻呂と、同じく薩摩国へ向かう途中であった无位の右大舍人である^{さつまのきみくにます}薩麻君国益が見える。大舍人については、「朝廷に出身する者をまず大舍人寮に仕えさせ、天皇に近侍し、宿直・遣使をつとめる間に忠節をつくす習慣を養わせ、このように養成させたトネリを他の官司の史生や官人に任じ、天皇の支配を令制の官司に浸透させる仕組み」をとっており、舍人を務めることは、「官人への道をたどり、あるいは地方に帰って郡司などに任用される資格をつく」るものであった（井上薫 1961）。律令支配の浸透が十分でない 8 世紀の前期の段階で、律令政府は「隼人郡」の律令化のために、有力者の子弟を都に送って大舍人として任用し、訓練を施したうえで地元に戻し、律令制浸透に重要な役割を果たさせたのである。

第二に、隼人の名前の問題である。表 3 には、薩摩国・大隅国・多嶺嶋の人名をまとめてみた。

この人名を見ると、A 一字一音で音を写し取ったものと、B そうでないものに分けられる。古代に於いて、人名表記は固定していないのであるが（例えば藤原不比等は史、大伴旅人は多比等、淡等とも書かれる）、ある種の傾向を見ることはできる。B は、細麻呂、牛養、足麻呂、公麻呂、福志麻呂をはじめとしてヤマト的な名とって良い。一方、A には、^た多^り利^し志^さ佐^あ・^あ安^{した}志^た託^か・^か加^り理^か伽^く・^く久^め売^は・^は波^ず豆^く波^な豆^つ・^つ久^ま奈^り都^す・^す都^か麻^て理^じ・^て須^じ加^み・^み弓^な自^み美^ななど、意味的にもよくわからない名があり、これは彼らのもともとの名前であったと考えられる。さて、「山背国綴喜郡大住郷計帳」（正倉院文書続集十三所収、いわゆる隼人計帳、『大日本古文書』では天平七年(735)に係年)には、移配された 90 名ほどの隼人が見え、彼ら、彼女らは全員ヤマト的な名を名乗っている。通婚状態から最初の移配から 40 年ほどたっており、南九州で名乗っていた名とは別につけられたものであると考えられる。和銅二年(709)の朝貢を引率し、翌年隼人の荒々しい習俗を教え諭し、聖化に慣れ親しませたという理由で、外従五位下の位を与えられた日向隼人曾君細麻呂の「細麻呂」という名前もおそらくは政府によって与えられた名前と考えて良い。

(2) 律令制適用の留保

律令国家と隼人の間で戦われた戦争は、律令制を強制する政府に対する隼人の抵抗という性格を持っていた。度重なる抵抗に遭った政府は、南九州に対する律令制度を強制することを棚上げしていったと考えられる。

表 4 薩摩国及び諸国の正税帳に見える国司巡行目的別所要日数(永山 2009)

巡行目的	薩摩国	諸国
検校百姓損田(水田)	7日	2.3日(但馬)～4.5日(周防)
正税出挙(春)	7日	2.5日(豊後)～5.5日(和泉)
正税出挙(夏)	6日	2.5日(豊後)～5.5日(和泉)
収納正税	5日	2.6日(但馬)～10.7日(和泉)
検校庸席(調庸)	2日	2.6日(但馬)～4.0日(駿河)
責計帳手実	1日	2.4日(但馬)～3.3日(周防)
賑給	19+5+1	2.0日(駿河)～9.0日(豊後)

「天平八年薩摩国正税帳」は、天平八年(736)における薩摩国の収支決算報告書であり、行政支出の内訳が細かく記されている。ここで注目したいのは、国司巡行の所要日数であ

る。国司は、律令制度の根幹に関わるような制度の実施状況を確認するために、国内の各郡を巡行しなければならなかった。表4は、薩摩国での目的ごとの所要日数と、同じ頃各国で行われた巡行の1郡あたりの所要日数を平均したものである。

検校百姓損田は租の收取の前提して取り立て不可能な水田を調べるもの、正税出挙・収納は地方の財源である出挙（春・夏に稲を貸し付け、秋に利子をとって、財源にあてる）に関わるもの、検校庸席は調庸のうちの庸の出来具合を調べるもの（この年は天然痘の流行により調は免除となっている）、責計帳手実せきけいちようしゅじつは徴税台帳である計帳の原稿をチェックするもの、賑給は天皇等の病氣回復のためや疫病・飢饉に際して庶民の生活保障のために稲などを施すものであった。

検校百姓損田を例にとってみると、表4によれば諸国では検校百姓損田のための巡行に1郡あたり平均2.3～4.5日かかっている。薩摩国のそれをさらに少ない2日としても、薩摩国では7日÷2日＝3.5郡となり、薩摩国では租の收取は3～4郡でしか行われていなかったことがわかる。薩摩国は、11の隼人郡と2つの非隼人郡からなっていた。正税帳の記載から、河邊郡では国司巡業の経費を支出していないことがわかっており、多くの隼人郡の財源は、国府が所在した高城郡に依存していたと思われる。

戸籍計帳の作成、租調庸の收取など律令制の根幹に関わる制度が、天平八年(736)の段階において、隼人居住地のかなりの部分で棚上げ状態になっていたことを示している。

おわりに

神亀四年(727)に大宰帥として赴任した大伴旅人は、翌年十一月大宰の官人とともに香椎の廟を拝み、その帰途、香椎の浦で旅人・大弐小野老・豊前守宇努男人らがおのおのの懐を述べて歌を作った（『万葉集』巻6、957～960番）。その960番歌は、

帥大伴卿が、遙かに芳野離宮を思つて作る歌一首

隼人の瀬戸の巖も 鮎走る 吉野の瀧に なほしかずけり

（隼人の瀬戸の巨岩も 鮎の跳ねる 吉野の激流の佳景には やはり及ばぬ）

というもので、養老四年に征隼人持節大將軍として見た隼人の瀬戸と、かつての持統天皇・聖武天皇に供奉した吉野離宮があった宮滝とを重ね合わせて見ている。

天平二年(730)正月十三日に大宰帥大伴旅人の宅で大宰府官人と西海道諸国の国司が参加して梅花の宴が催された。『万葉集』巻5の815～846番に、この宴に参加して歌を詠んだ32人の歌と官職・姓名が記されている。その838番歌は大隅目榎氏鉢麻呂、842番歌は薩摩目高氏海人（目は国司の四等官）が詠んだものであり、大宰府管内の情勢は安定しているように見える。

その後間もない『続日本紀』天平二年(730)三月辛卯（七日）条に、次のような記事がある。

大宰府が言上してきた。「大隅・薩摩両国の百姓は、建国以来班田をしたことがありません。彼らが所有する田はすべて墾田であって、これを受けついで耕作しており、これを改め動かすことを願っておりません。もし班田制を実施すれば、おそらく喧訴が多くなるでしょう。そこで今まで通りに動かさず、それぞれに耕作させることにします。」

班田収授法は、律令制の根幹をなす制度である。天平二年は、班田を行うべき年にあた

っていたが、大隅・薩摩両国に対しては、その実施を断念するというものであった。この時期、養老四年の対隼人戦争からすでに 10 年を経っていたとはいえ、両国の国内情勢の安定が最優先課題であり、喧訴を引き起こすような政策は避けなければならなかったのである。この申請を行った大宰府の最高責任者である大宰帥は、養老四年の対隼人戦争の際に征隼人持節大將軍に任命された大伴旅人その人であったことも、こうした判断に影響を与えていたと考えて良い。

養老四年～五年の隼人の戦いは最大規模の軍事衝突であり、政府側の勝利に終わったが、その後の隼人支配のあり方に意味決定的な影響を与えたと考えられる。

薩摩大隅両国で班田制が完全に導入されるのは、延暦十九年（800）年のことであった。

参考文献

全体的

永山修一 2009 『隼人と古代日本』 同成社

竹森友子・永山修一・原口耕一郎・深野信之 2019 『始良市誌 通史編 第1巻』（始良市）

中村明蔵 2019 『隼人の古代史』 吉川弘文館（初出は 2001 年の平凡社新書）

個別的

始良市教育委員会 2018 『始良市内遺跡発掘調査報告書』

石上英一 1984 「古代国家と対外関係」（歴史学研究会・日本史研究会編集『講座日本歴史 2 古代 2』東京大学出版会）

井上薫 1961 「トネリ制度の一考察 — 大舎人・坊舎人・宮舎人・職舎人 —」

（『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館）

永田英明 2019 「律令国家の対蝦夷戦争」（佐藤信編『古代史講義【戦乱編】』ちくま新書）

永山修一 2012 「天平十五年の隼人の朝貢をめぐって」

（鈴木靖民編『古代日本の地域社会と周縁』吉川弘文館）

林陸朗 1979 「文武朝の隼人戦争」『國學院雑誌』第 80 卷 11 号

原口耕一郎 2018 『隼人と日本書紀』同成社

平田信芳 1997 『地名が語る鹿児島県の地名』春苑堂書店

松本政春 2003 「征隼人軍の編成と軍団」『奈良時代軍事制度の研究』塙書房

山田英雄 1987 「征隼人軍について」『日本古代史攷』岩波書店

義江彰夫 1979 「『旧約聖書のフォークロア』と歴史学」（東京大学出版会『UP』77号）

隼人と 1300 年

中村 明蔵(元鹿児島国際大学 教授)

隼人の二面性

隼人は「夷人雑類」といわれている（『令集解』）。夷人とは未開の異民族であり、雑類とは賤しい低俗な人の意である。

そのいっぽうで、日向神話によると天皇家の一族とされている。というのは、天孫として高千穂峯に降臨したニニギノミコトとアタツヒメ（コノハナサクヤヒメ）の間の所生子、長子は海幸彦といい末子は山幸彦で兄弟であり、その山幸彦の孫が第一代の天皇、神武天皇になると語られている。

また、『延喜式』隼人司条によると、天皇の即位や大嘗祭の儀式には隼人が参列し、天皇の行幸にも隼人が供奉することになっている。

さらに、天皇の身边に近習として仕えていたことが『日本書紀』に記されている。たとえば、雄略天皇が亡くなったとき、隼人が天皇の陵の側で7日間泣きつづけ、食物を与えても食わず、亡くなった。そこで役人たちが隼人の墓を陵の北に造って礼をつくして埋葬した、というのである。その隼人の墓がいまも河内の丹比（現、大阪府羽曳野市）にあり、宮内庁が管理している。雄略天皇は5世紀に実在し、中国の『宋書』に「倭の五王の一人、武」として語られている大王である。

このように、隼人には不可解ともいえる二つの側面があり、蝦夷などには見られない特異な存在である。

そのような隼人が、朝廷に抗って戦ったのが720年の「隼人の抗戦」である。結果は、隼人の敗北に終り、隼人は朝貢を強いられ、800年に班田制を導入させられ、朝貢も終末に到り、やっと公民に准じて遇せられるようになった。

その後の大隅・薩摩の住民の状況を具体的に記した史料は、ほとんど伝えられていない。したがって推測するしかないが、隼人に班田制が施行された時期には、先進地域では班田制が崩壊しつつあった。

公地が人民の漸増によって不足し、墾田永年私財法が施行され、私有地が増加するようになっていた。したがって、大隅・薩摩でも班田制は永続せず、先進地域に追従していったと想像できよう。

移住者の軌跡

隼人の地に外部から移住した集団の軌跡について、筆者の推測を述べておきたい。という

のは、『続日本紀』和銅7年(714)3月壬寅条のつぎの記事に関連するものである。

隼人昏荒、野心未習憲法。因移豊前国民二百戸、令相勸導也。

この記事によると、隼人の昏荒・野心(野蛮な心)を教導するため、豊前国の民200戸(約4000～5000人)を移住させた、というのである。その移住先は、前年に大隅国の建国記事が見えるので、大隅国府の周辺で桑原郡を主とした一帯ではないかと推定される。しかし、具体的に地域を限定することは困難である。

そこで筆者は、豊前国は渡来人が多いこと、とりわけ秦氏という機織をはじめとする諸技術にすぐれた集団が居住していることに注目した。その秦氏が移住して養蚕を主に指導したのが桑原郡の地名の由来になったのではなかろうかと推定している。

また、桑原郡は国府所在郡となるが、それは曾於郡を分割して勢力分断する政策にも合致したのであろう。大隅国は日向国から分立したことは、『続日本紀』が明記するところであるが、その分立に際し律令政府が危惧したのは、曾君を信奉する曾於郡の動向であったから、曾於郡の分断は近隣に国府を設置することで、ひとまずは回避することにもなったようである。

豊前国からの移民の痕跡は、『延喜式』の神名帳にも見出すことができる。

『延喜式』神名帳には平安時代前期までに官社として認められた神社、いわゆる式内社3132座が記されている(ただし、この数字は五畿七道の天神地祇の数であり、1社に2座以上の祭神を祀る場合もある)。そのうち、西海道(九州)には98社、107座がある。そのうちでも南九州は少なく、日向は4座(4社)、大隅は5座(5社)、薩摩は2座(2社)であり、とりわけ少ない。(図版=末尾ページ①参照)

それでも、古代に存在し官社と認められていた神社名を知ることができるので、貴重な史料である。それだけでなくいずれも現存している神社なので、それぞれの神社の変遷の軌跡をそれなりに、追跡することができる。

そのうち、いまは大隅国の鹿児島神社(現在は神宮)と韓国宇豆峯神社をとりあげてみたい。というのは、この2社は豊前国の移住者とかかわる神社であろうと見ているからである。

まず、鹿児島神社である。社名の「カゴシマ」は桜島のことである。ここではその語意についての詳述は避けるが、「カガ」「カグ」は「火」や「輝く」などの意であり、かがり火、かぐや姫などに用いられている。それが火山の島、火を噴く島、すなわち火山を鎮める神として祭られており、いまでも鹿児島神社の本殿は、桜島と対峙するように向き合っている。それが本来の鹿児島神社の神であった。したがって、この神社は隼人の篤く信奉する神として尊崇されていた。『延喜式』では日向・大隅・薩摩3国の式内社のなかで唯一の大社であり、他の諸社はすべて小社であった。

いっぽう、蛮族隼人の住む大隅への移住を大宰府から命じられた豊前の住民は、守護神と崇めている八幡大菩薩宇佐宮(別称、宇佐八幡宮)を分祀することを願い、大隅へ供奉したよ

うである。その八幡の分神はその後、鹿児島神社に合祀され、鹿児島神社は別称として大隅正八幡とか国分八幡とも呼ばれるようになって、現在に至っている。

したがって、鹿児島神宮には現在でも八幡神の性格が残存している。一例をあげると、近年復活した浜下りの神事には、八幡神の神仏習合の要素が見られる。それは宇佐八幡の神事に近似しているので、八幡神に由来したと見られる。

浜下りは神輿を海浜まで運び、ミソギによって神威の復活を願う行事であるが、海浜では仏教の行事である放生会に一転している。放生会は生類を自然に放す儀式であり、浜下りと放生会が一連の行事として進められている。

このような八幡神の神仏習合的行事は、移民によってもたらされたもので、多少の変遷は経ていても、その性格は伝存したのであろう。この八幡神は移民にとっては蛮地での守護神として信奉したのであろうが、その背後には大宰府の政治的意図が見え隠れしているようである。

つぎに、大隅の式内社の韓国宇豆峯神社に注目したい。というのは、豊前にも「カラクニ」の名称をもつ神社があり、この神社も渡来人と深くかかわり、特殊な技能をもって伝えていたことが知られている。また、宇佐八幡の神鏡奉納にもたずさわっていたようである。その辺のようすなどを語ってみたい。

韓国宇豆峯という社名はかなり変わっている。「韓国」を冠する地名としては、近くの霧島山の最高峰に韓国岳(1700メートル)があり、国分平野からは北方に遠望できるところから、何らかの関連があるようにも考えられる。しかし、ふつうには天孫降臨神話の「日向の襲の高千穂峯」につづく「磐穴之空国」と関連づけられる。だが、社伝によると当社は韓神を祀る社であるから、「空国」と結びつけるのはうなずけないであろう。また、一方で韓神ないしは韓国との関係はその裏づけが可能であるところから、やはり社名の「韓国」には意味がありそうである。なお、「宇豆」は堆高いの意で解釈できそうである。

カラクニを社名に冠する神社は、『延喜式』によると、河内国志紀郡に辛国神社、出雲国出雲郡に韓国伊太氏神社(3社)、豊前国田川郡に辛国息長大姫大目命神社などが見える。辛国＝韓国であり、これらの所在地がいずれも朝鮮半島との関係が濃厚に見いだされる地域であることに注目したいが、ここでは、とりわけ豊前国の辛国息長大姫大目命神社をとりあげたい。この神社は、旧地名では福岡県田川郡香春町にある香春神社がその後身で、明治4年(1871)に辛国息長大姫大目命神社を香春神社に改称したという。

『豊前国風土記』逸文には、鹿春(香春)郷に新羅国神が渡り来て住んでいたのをそれを「鹿春神」といったとの記事があり、辛国息長大姫大目命神社の辛国の意味がわかりそうである。豊前の地が朝鮮半島と関係あることは、瀬戸内海の入口に位置していることや、大宝2年(702)の豊前国戸籍にみえる氏姓のなかに朝鮮半島系のもが見いだされること、白鳳期から天平期にかけての新羅系古瓦が出土することなどから指摘できるところである。

ところが、鹿児島神宮の項でものべたように、『続日本紀』の和銅7年(714)3月の記事に

よると、隼人を勧導するために豊前国の民 200 戸を移したことが知られる。その移住先は明記されていないが、薩摩国の場合は国府の地の周辺には肥後国からの移民が行なわれたと推定されるので、豊前国からは大隅国の国府の地の周辺に移されたことが推定できる。とすると、8 世紀初頭の豊前国からの移住者が大隅国府の周辺地へ朝鮮半島系の神を持ち込んだことも十分に考えられるところである。

また、いっぽうでこの神社の信仰の背景には渡来人による銅の採掘が深くかかわっていた。先掲の風土記にも第二の峯に銅があることが指摘されているが、いまでも近くに「採銅所」という地名が残る。

ところが、じつは宇佐八幡宮と香春岳は神事によって結びついている。中野幡能氏の『八幡信仰史の研究』から、その神事放生会をごく簡単に紹介すると、つぎのようである。

放生会の起源は、720 年の隼人征伐によって殺された隼人の霊を慰めるものという。それは別にしても、魚鳥類を放つことが本来の目的であったはずであるが、ここでは行事の進行がしばしば隼人と関連づけられている。

祭の最初は、豊前の国司が勅使となり、香春岳から銅をとり、岳の麓の採銅所の鎮守、古宮八幡宮の官柱長光家の行なう鏡の鑄造に参加する。鑄造された銅鏡は神輿に奉じて宇佐の隼人塚(隼人の首を祀ってあるという)の前に来る。そこで宇佐八幡の大宮司以下に迎えられ、各地での行事を経ながら、最後に大宮司は鏡を奉じて本宮に帰り神体として納めるといふものである。

この祭には種々の要素がみられるが、とくに筆者が重視するのは、辛国息長大姫大目命神社が本来は銅の採取に深くかかわっていたであろうことと、そこで採掘された銅で宇佐八幡の神体がつくられることである。すなわち、この両社は一体となって神事をとり行なう関係にあったとみられるのである。

この両社の関係は、そのまま大隅国府の地にもちこまれたのではないだろうか。用字は異なるが「韓国」を冠する^{からくにうずみね}韓国宇豆峯神社が国府の東に存在する。そして西には正八幡社が存在する。この両社は一体として、移住民の守護神として配祀されたにちがいないのである。

ついでにつけ加えるならば、韓国宇豆峯神社の南西には「銅田」の地名もいまに残る。しかし、筆者はその地を探索し銅の採取まで挑んだが、そこで古代に銅の採取が行なわれたかどうかはいまだ確認できていない。

隼人のハンラン

「ハンラン」の見出しから、何を想像するだろうか。「反乱」がまず浮かんでくるだろう。そうではなく、筆者は「氾濫」のつもりである。

隼人のことを述べるとき、筆者は「反乱」の用字を使うことは、まずない。隼人が「反乱」とか「^{そむ}叛く」など記しているのは朝廷側の記述であり、隼人は「従順」であり、「忍耐」の人びとである。そうでなければ、九州の南端から大和までの遠途を、40 日以上野宿を重ね

ながら、朝貢を重ねることなどできないはずである。朝貢の途次、病気になり、死者も出たはずであるが、朝廷側が編纂した史書にはそのような記述はなく、南九州の産物「方物」を献上したあと、土俗の「舞」を見せ、ときに「相撲」もとらされ、飛鳥寺の西の櫺(けやき)の樹下で、ささやかな「饗」にあずかり、当初の使命を果たしたのであった。

その後は、長期にわたって朝廷の労役に従事していたことが、後年の記述(『続日本紀』霊龜2年5月条)で判明してくるが、いまはこれ以上の記述を控えて本題に戻ろう。

「ハンラン」に「汜濫」の用字を当てたのは、「隼人」の語意が南九州だけでなく、全国的に誤解されている現状を見ているからである。まず、一つ、二つ実例をあげてみたい。

筆者はかなり以前に、大隅半島の鹿屋市で「隼人」について講演した際に、たまたま大隅出身の現役の県議会議長が出席されていた。この議長が講演終了後、質問をされたのであった。質問というより感想に近い内容であった。以下は、その感想である。

自分はこの歳(当時 60 代か)になるまで、「大隅隼人」という言葉を聞いたことがなかった。今日、黒板に書かれたのではじめて知った。仕事柄、県外に出張することが多いが、県外の人が、自分の主張を「薩摩隼人らしい意見ですね」などというのを聞いて、いい気分になっていました。しかし、自分は高山(現、肝付町)の出身だから、本当は大隅隼人でした。

この議長さんの感想を聞いていた聴衆も、何人かの人がうなずいていた。会場が鹿屋市だから、いわば大隅隼人の拠点である。会場のすぐ近くには航空自衛隊もあり、それとなく勇ましい感じの人が多かった。筆者が、朝貢した大隅隼人は朝廷で相撲をして勝った、と『日本書紀』に書いてあることを話すと、拍手をする人もいた。

もう一人、こんなこともあった。かなり高齢の方が、自分の名は「隼人」であり、今日は自信が湧きましたと。ついでに、もう一つ。

もう 40・50 年前のことである。そのころ若い研究者が集まって、毎月定例会を開いて隼人やその他の課題について歴史・考古・民俗・人類学その他の分野から、自由に発表する会を続けていた。場所は県の文化センターの2階の小会議室であった。筆者はその小会議室を使用する手続きのため、月初めになるとセンターの事務室に出かけて借用書類を書き、使用料を支払っていた。

会の名称は隼人文化研究会で、すでに5年間ほど続けた頃であった。たまたま、いつもは3階の館長室に居るはずの館長さんが、1階の一般職の部屋に来ていて、筆者の手続きを見ていて、話しかけられた。そのときの珍問答である。

「いつも、会議室使用の許可書に館長印をつけていますが、隼人町の文化についてかなり熱心に調べているようですね。出会者は隼人町の人が多いのですか」と、質問されたので、筆者は返事にとまどってしまった。

その時、どんな返事をしたのか、いまは思い出さないが、後日いつも応待して下さっている職員に、館長さんの来歴をたずねると、県の部長職から館長職に来られた方ということであった。

その来歴を聞いて筆者は、隼人研究の前途の道のりが容易ではないことを、改めて感じたのであった。

「ハヤト」は平川動物公園のおすのコアラの名、焼酎の銘柄、建設業者が売り出す新型住宅名など、多種多様に使われている。さきにあげた男性の名の「隼人」も周辺を探せば必ず見つかる。

南日本新聞の4コマ漫画は「薩摩剣士 隼人」のタイトルで、もう10年近く連載されている。いつまで続けるのか、筆者は6年ほど前に文化部の記者に皮肉ったことがあったが、人気があるようでいまだに続いている。

いずれにしても、本来の「隼人」とはかけ離れた性格の名称で多用されている。ちなみに、『広辞苑』で「薩摩隼人」の項を引くと、つぎのように説明されている。

①(古代の隼人の血統をひき、その敏捷・勇猛の点が似ているからいう)。

②薩摩の武士の異称

③転じて、鹿児島県出身の男

とあり、②が中心的説明である。①は②の前置きで、()をつけている。③は②の付加的解釈である。

この『広辞苑』の説明を、「さすが」といいたいところだが、①には誤りが多い。②③だけにとどめておけば、誤解ではあるが、「まあ、仕方ないか」というところである。しかし、『広辞苑』ですら誤った説明をするくらいであるから、一般世間で「隼人」がよく理解されていないことの証明にはなりそうである。

まず、隼人は古代のほかは存在しないはずであり、その時代の隼人は男女の性別や年齢による区分はなかった。いっぽう武士は島津氏に代表されるように、関東地方など外部から南九州に移住してきた人びとの子孫や縁者を主としており、古代隼人の血統をひくことは、一部に例外はあっても、概して認められないことである。

さらには、敏捷とか勇猛な性格とされるのは文献によっては「隼人」を「早人」と表記したり、「反乱」を起こすことがしばしばあったように解釈されることからの誤解によるものである。

『広辞苑』の説明は、武家社会を想定し、とりわけ鹿児島に拠点になる城を置くようになってから以後の島津一族に連なる武士を主にした内容のようである。この説明が①のように誤ったものになっていても、筆者は地元の人からその誤りを聞かされたことがなく、古代隼人の子孫や縁者も(いまとなつては、その判定も困難であるが)、すっかり島津氏に同化しているようである。

鹿児島市庁舎の正面には、島津氏の紋章④をやや図案化した市章が掲げられており、拙宅の玄関近くの下水のマンホールにも同じ市章が入れられている。

また、かつての武士たちが三行事のの一つとした妙円寺参りに、いまは多くの市民が参加し、島津義弘を讃えた歌を高唱しつつ、鹿児島市内から伊集院まで長蛇の行列をなしている。

高齢の女性の話によると、戦前には心岳寺参りで女学校の生徒が、島津歳久の遺徳を偲んで、鹿児島市内から日豊線の竜ヶ水近くまで歩いてきたとのことである。いずれにしても、かつての士族と平民が一体化して、島津氏の偉業を讃える行事があり、男性は「薩摩隼人」、女性は「薩摩おごじょ」といわれるのを誇りにしていたようである。

それでも、旧士族のなかには旧平民を差別していたことも語り伝えられている。かつて「麓」と呼ばれた城下以外の武士の所在地では、戦前までは旧士族の行事や祭礼には参加できなかった、と語る高齢者もいた。かつての麓で、数か所ではあるが、筆者もそんな話を聞いたことがある。

隼人研究史断想

古代隼人の研究は、何故か遅れていた。その進捗に果たしたいいくつかのできごとがある。そのできごとを思い出すままにとりあげてみたい。

まずは1964年の隼人の楯の出土である。筆者は平城宮跡の北側の隣接地に下宿していたので、平城宮跡から出土した遺構・遺物については、ほぼ実見していた。しかし、鹿児島で教職に就くことになったので、その2年前に帰省し、長期休暇のたびに友人宅を根城にして、近畿各地のフィールドワークをしていた。

ところが、筆者が勤務についている時に、この隼人の楯は出土していて、その遺構を実見したのは少し遅れてしまった。それでも、発掘を担当した知人から、発掘時の状況を聞くことができた。(図版②・③参照)

平城宮跡の古井戸を発掘した際に井桁の側板の四面に楯の古材が利用されていたらしく、それを掘りあげても当初は楯の古材とは気づかなかったという。変な文様が描かれているが、それまでには見たことがなかったので、あまり気にしないまま放置していたという。

その数日後に、見学に来られた京都大学の考古学担当の小林行雄先生が来られて、即座に『延喜式』に記載されている隼人の楯と判定されたという。小林先生は文献にも通じた研究者として知られた方で、一緒に立ち会った人びとを驚かせたようである。

その『延喜式』隼人司条の記載とは、つぎのようである。

凡威儀所須(中略)楯一百八十枚。枚別長五尺、廣一尺八寸、厚一寸、頭編着馬髪。

以赤白土墨、畫鉤形。(下略)

すなわち、楯は朝廷の儀式に須いるもので、楯180枚を隼人司で保管する。各長さ5尺(約150センチ)、幅1尺8寸(約54センチ)、厚さ1寸(約3センチ)、頭部には馬の立髪を装着し、赤白の土と墨で鉤形を描く、と読める。

この楯の出土は、隼人に関心をもつ考古学・文献史学の研究者を大いに刺激した。『延喜式』は10世紀前半期の編纂であるが、出土遺構・遺物は8世紀の平城宮の時代のものであったから、とりわけ考古学の分野からの隼人への接近熱が高まった。

隼人の楯が出土して、その渦巻状の文様などが広く知られるようになると、NHK鹿児島局が「隼人」を主題にして1979年の九州特集として放映するため、筆者が出演したことがあった。その時のビデオはいまも筆者の手元に残っている(最近、映してないので状態不明)。平城宮跡で楯が出土してから15年経過していた。

ところが、スタジオに運ばれていた展示用の復元模造の楯は、宮崎県立総合博物館から借りたもので、鹿児島県内には黎明館をはじめ、どこの展示施設にも無かったらしい。後日になって黎明館勤務の知人に聞いたところ、楯の模造品を展示する計画は、毎月の会議でも話題になったことはなかったとのことである。

南九州では古代から牧畜が盛んであった。『三代実録』の貞観2年(860)十月条にはつぎのような記事がある。

廢大隅国吉多、野神二牧。緑馬多蕃息、害百姓之作業也。

この記事によると、大隅の二か所の牧では馬が多くなり過ぎて、百姓の作業を妨害するので、廃止することにした、というのである。

このように、大隅は古代から牧畜に適していたのである。

関連して、隼人の方物(朝貢時の地方の産物)には鹿皮・牛皮があるので、牛も飼育していたことがわかる。このように牧畜はこの地域の有力な産業である。

このように、地域に密着した産業を育成することに力を注げば、今後さらに地域産業に展望が開けることになろう(その具体例については、別原稿を用意している)。

おわりに

「隼人と1300年」の主題は、推察するに養老4年(720)の律令政府による南九州への侵攻を軸にしての発想であろう。それを政府は「反乱」として正史に記している。

しかし、筆者はこれまでに述べたように、この反乱とされる主因は、隼人の居住地の特殊な地形・地質を無視した政府の圧政に対する、隼人の止むに止まれぬ抵抗であった。

隼人は好戦的性格を有するが如く、正史は述べることがあるが、隼人が居住域の周辺部あるいは外部に対して攻撃的あるいは侵略的行動を見せた例は皆無である。

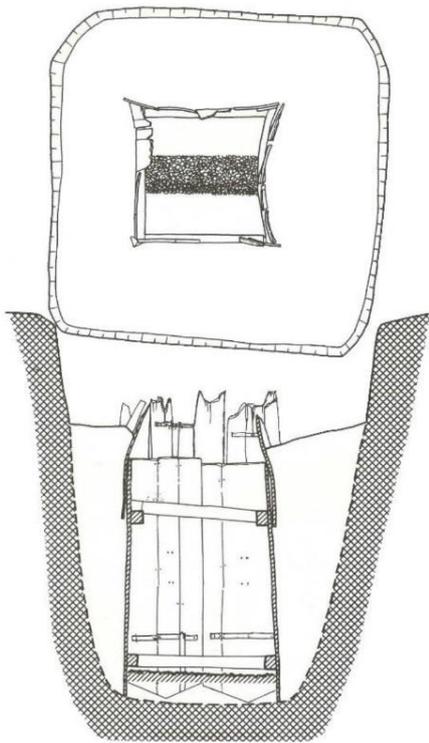
ときに、藤原広嗣の乱に参戦した隼人の例をあげる論者があるが、この反乱は広嗣が政府の出先であった大宰府の要人であったことから、政府の命令に従順であった隼人の性格を示す一例ではあっても、一連の乱の展開を理解すれば、隼人の好戦性を示す証とはいえないはずである。

養老4年から翌年にかけての争乱を隼人の「反乱」とするのは、正史の一方的見方であって、論評できる歴史の見方からすれば、隼人の「抗戦」に他ならない。

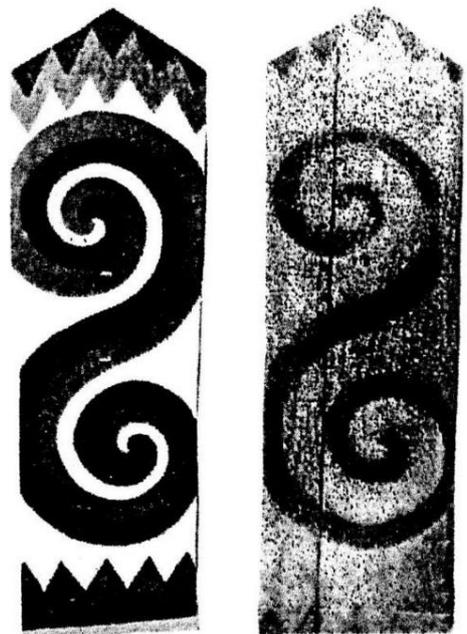
① 『延喜式』 神名帳より

出典「国史大系」

- 大隅國五座大一座 小四座
- 桑原郡一座大
- 鹿兒嶋神社大
- 噺歌郡三座小並
- 大穴持神社
- 韓國宇豆峯神社カウツニ(タ)
- 馭謨郡一座五(タ) 小
- 益救神社マシケ(タ)
- 薩摩國二座小並
- 穎娃郡一座小
- 枚聞神社ヒラキ(タ)
- 出水郡一座小
- 加紫久利神社カシ(タ)
- 宮浦神社ミヤウラ(タ)



② ハヤトの楯が出土した井戸の平面図と側面図（「平城宮跡発掘報告書」より）



③ 楯の出土時と復元時

宇佐国東半島に広がるもうひとつの隼人

小野 辰浩 (FeELプロダクトカンパニー代表)

1 はじめに



隼人の抵抗 1300 年記念シンポジウムの開催にあたり心よりお祝い申し上げます。

このシンポジウムは本来、720 年から 1300 年の節目となる 2020 年の開催予定だったとお聞きしていたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって昨年はこの未知のウィルスに世界中が翻弄された年となり、このシンポジウムもしかり、様々な伝統行事までもが縮小や中止の決定を余儀なくされた年になってしまった。

今もなおコロナ渦であるにもかかわらず、本会が昨年の事業を引き継ぎ今年になって開催できた背景を想像するに、関係者の開催に向けた努力と皆様方の隼人愛、地元愛に溢れた地域なのだと感じずにはいられない。

一方、古代日本においても長期に渡って天然痘と共存してきた歴史があり、私達宇佐で行われている放生会も未知の疫病退散を目的に始められたとする向きもある。そういった意味でもコロナ禍である今のタイミングは過去と似た状況の中で隼人の方々とシンポジウムの時間を共有できることに運命を感じた気持ちになった。

さて、私が住む九州北部にも隼人にまつわる伝承は多い。

地理的に九州では北と南で霧島とは正反対ともいえる地域でありながら、宇佐神宮の放生会を中心に、隼人の霊を祀る百體神社、隼人が戦を忘れて見入ったとされる傀儡子、隼人と蒙古の伝承が残る六郷満山寺院、隼人と血縁関係にあったとされる安心院妻垣神社など、

代表的な伝承を挙げただけでも、隼人と宇佐周辺が無関係だったとは到底思えない。

本稿では宇佐神宮を中心とした大分県北部、福岡県京築地方に伝わる隼人との関りを持つ寺社行事を幾つかを紹介し、隼人が九州北部の八幡文化の形成にどういった影響を与えたかを考察する材料を抜き出し、九州中に大きな影響を与えた隼人の存在を振り返ることで、宇佐での隼人にまつわる伝承を紹介から皆様が住む地域の宝の再発見に繋げていただけたら幸いである。

ただし、ここに述べるものは私が宇佐周辺に伝わる祭事に対して宇佐周辺での解釈を付加するものとし、それらが歴史的根拠を確認するものではないことを断っておく。

このシンポジウムを通して互いの文化交流を図り、先人達が過ごした時間軸を知ることの重要性を見出しながら、これまで歴史とは無関係だった方にも歴史の面白さに気付いて欲しいと願い書かせていただきたい。

2 宇佐神宮仲秋祭



大分県の北部に鎮座する宇佐神宮は、旧豊前国と旧豊後国の境界に建立されている宮で、全国八幡社の総本宮と呼ばれているとともに、天皇家第二の宗廟と謳われる。

この宮で毎年10月に行われている仲秋祭は、宇佐神宮の代表的な特殊神事であり、同宮の祭事の中で最古の儀礼を受け継いだものと語られている。

この祭りは明治以前まで放生会と言われていたもので、八幡大神が仏教呪術を用いて隼人の霊を慰めることを目的に行われたことから、神道の祓いと仏教法会を混同した祭りを「祭会」という表現で扱われる。

祭りは八幡大神が和間に行幸され、六郷山僧侶が読経する中で蜷が放たれる。

神仏習合の思想の中で行われた放生会は、「浜下り」の名で執行される場合がある。

手向山八幡宮が東大寺鏡池で行う放生会も石清水八幡宮による放生川で行う石清水祭も浜下りと呼ばれていた時代があるようだ。

祭りの創期は明確には分かっていないが、その目的が大隅隼人の霊を供養するというのだから、養老4年(720)に隼人が朝廷に激しく抵抗したこととの関係が連想され、朝廷との戦いで犠牲になった隼人の供養を行う祭りとして伝えられている。

また、記録に残る宇佐宮放生会は、旧暦8月1日から15日にかけて行われたとあり、宇佐神宮寺弥勒寺を中心に豊前国、豊後国、日向国と筑前国の一部が参加したという大規模なものだった。

現在でも大分県北部から福岡県京築地方にかけて隼人の霊供養を目的とした祭事が各所に散在しているが、これはかつて宇佐宮放生会を執行するために構成していた祈祷・芸能が明治以降に各寺社の完全に独立したそれぞれの伝統行事となったもので、その広がりを見ただけでもこの祭会がいかに大きかったかを知ることができる。

古代の放生会は度々の中断を経て行われてきた。

近世では元和3年(1617)に細川忠興によって再興された放生会があるが、その後も中断と復興を繰り返し、明治初年の神仏判然令を受けて断絶した。

しかし、明治13年に隼人の霊を慰める行事である放生会は国家神道の考えに準えるように作り変えられ、祭名も仲秋祭と改名され宇佐神宮の重要祭事として復興した。

仲秋祭は祭りの内容も仏教色を削ぎ落とし、神官による隼人の霊の祓いという形がかつての神宮寺弥勒寺の放生会の信仰を明治以降も紡いで来たのだ。

戦後はしばらく中断していたが、昭和40年代になり放生会の信仰意識が高まり、それからは仲秋祭が行われる和間地区、同地区小学校などを交えて保存会を発足。

宇佐神宮に加え地域の氏子らも仲秋祭に深く関るようになり、祭りを通して隼人の霊を慰める文化を今も継承している。

仲秋祭は宇佐神宮の特殊神事であるが、宇佐神宮の境内で行われるものではなく、先にも紹介した通り、和間地区という宇佐宮境内の約8km北北東に位置する和間浮殿まで八幡大神が神輿に乗って移動して執行される。

この場所は、かつての宇佐宮放生会が行われていた場所でもあり、かつては江海と呼ばれる湾を構成する自然堤防の突端に位置していた場所にあたる。

古代、この湾は豊前国と豊後国の境界線にあり、海と陸、国と国の境界が祭りの舞台に定められたようだ。

この湾には宇佐宮の横を流れる寄藻川、六郷山の入口から注がれる向野川が合流し水が運ばれ、満潮になると人間界の穢れが江海に溶かされ、干潮とともに彼岸に送る場所と考えられていた。

現在、この場所は江戸時代中期に海を埋め立て水田とした新田が広がる中を寄藻川が流れる風景が変わってしまっているが、現在でも仲秋祭で放たれる蜷はふたつの川の合流地点で採取することが受け継がれているし、過去に遡れば、この場所に宇佐宮の西側からは傀儡子、東側からは六郷山僧侶が集結し、更に宇佐宮から八幡大神が加わるという三方向から信仰が合流して14日間に渡る隼人供養の大祭会を実施していたと伝えられている。

果たして、隼人供養を目的とした宇佐の放生会は、いつ、どのようにして誕生したのだろうか。

3 宇佐放生会の始まりの背景

宇佐における放生会の誕生は、大きく分けて2つあると考えている。

1つ目は宇佐に放生会という法会が誕生した時、2つ目は天平16年(744)の勅命によって宇佐宮神宮寺の放生会として執行した時である。

宇佐宮の放生会は時代によって大きな変遷を繰り返して来た。

例えば元和3年(1617)に放生会が再興された時や明治元年(1868)、神仏判然令を受けた時のものが分かりやすい。

特に神仏分離となった明治初年では神宮寺の廃止により放生会が執行できなくなり、その後宇佐神宮の仲秋祭として生まれ変わったことから、現在見る仲秋祭からは古代の放生会の創期背景が分からなくなった感がある。

現在の宇佐神宮の仲秋祭は隼人の霊を慰めることが目的とあるから、その前身ともいえる宇佐宮神宮寺を中心とした放生会も隼人と関係していたことは間違いないであろう。

そこで、まずは宇佐で放生会が始まった時のことを想像してみたい。

放生会の創期は諸説あるそうだが、宇佐では大宝2年(702)が考えられている。

これを1つ目の放生会の誕生と例えたい。

宇佐宮に八幡大神を鎮座させるために一之御殿を建立したのが神亀2年(725)であるから、その年号より前を創期だとするのであれば、宇佐宮が誕生する前での法要の開始となるのは当然である。

宇佐で初めて放生会を行ったのは、法蓮という高僧だったと伝えられている。

法蓮は、英彦山で修行を積んだ僧侶で、飛鳥時代末期から奈良時代にかけて宇佐で活躍した僧侶と考えられている。

法蓮は続日本紀にも記録が見られ、伝承でも宇佐の虚空蔵寺で別当を務め、後には宇佐宮神宮寺の初代別当に任命されたとされ、実在した可能性が極めて高い人物と言われている。

702年という年号の時代は大和朝廷が国家形成を目指した真っ最中の時期であったろうし、朝廷の誕生後、日本国内は各地の首長が統治を巡って内乱が続いていた時期でもあった事だろう。

大化元年(645)の乙巳の変により全国統治を強めた朝廷は、大宝元年(701)大宝律令を柱に次々と律令を整えた背景には、朝廷による全国統治を論理的かつ人工的に優位に進めようとしたものではなかったのだろうか。

正にそのような時に法蓮は宇佐に現れ、放生会を執り行ったのではないかと考えられているのである。

続日本紀によれば、法蓮の記録は以下のように残されている。

① 大宝3年(703)8月25日の条

「僧法蓮に豊前の野四十を施す。医術を褒めればなり」

② 養老5年(721)6月3日の条

「沙門法蓮は、心、禅枝に住み、行、法梁に居り。尤も医術に精しく、民の苦しみを済ひ治む。良きかな。若のごときの人。何ぞ褒め商まざらむ。その僧の三等以上の親に宇佐の君

の姓を賜ふ」

これら2つの記録は法蓮に関わるものではあるが、ここに放生会の文字はない。
ではなぜ、法蓮が放生会に結び付くのか。

古代日本では、人間の死は目では見えない穢れを放射状に放ち、その穢れは人々に伝染し病になると考えられていた。

また、律令国家では僧侶の医療行為は厳しく禁じられ、大宝令では湯薬もが禁止されていた。ただし「仏法により呪を持ち、疾を救うは禁の限りにあらず」ともされていた。

では、国が法蓮に対して褒美を与えたというものであるから、何に対して褒美が出されたかを知るためには、その「何」を知ることが重要になるだろう。

まずは前半の記録の前年である大宝2年(702)は大宝律令を全国に頒布し、南九州では薩摩、多禰が朝廷に抵抗し薩摩国の前身ともいえる唱更国が建てられた年である。

また、後半の記録の前年は養老4年(720)に日本書紀が完成し、大隅国で隼人が大隅国司陽候麻呂を殺め朝廷軍が南九州に雪崩れ込んだ年ともいえよう。

双方の出来事で共通しているのは隼人ではないだろうか。

僧による医療行為が禁止されている中で、医術が評価され褒められた法蓮である。

この奇妙ともいえる記録は、隼人供養を仏法呪術を医術として施したことに対する評価が与えられたからに他ならないと考えられ、この呪術こそ放生会だったのではないかとというのが放生会創期の伝承根拠である。

続日本紀にある法蓮の記録は、隼人の霊を慰めるために放生会を行った結果、それに対して国から褒美を受けたものだとすれば、法蓮が行った放生会は薩摩国とも大隅国とも繋がることになる。

即ち、これこそが宇佐での放生会の始まりと考えられている理由であり、宇佐国東半島では宇佐宮放生会を語る上で重要視される。

大隅隼人の霊を慰めるとして1300年以上紡がれてきた祭りであるが、南九州の隼人全体の供養が目的の法要を行ったのが始まりだった、ということにはならないだろうか。

宇佐に放生会が誕生したのは朝廷からの命令であったのか、それとも法蓮が自主的に始めたのかは分からない。ただ宇佐宮誕生前の放生会開始は、後に宇佐宮が誕生してからの神仏習合の信仰に大きな影響を与えたのは言うまでもないのではないだろうか。

4 勅命による放生会の背景

次に天平16年(744)の放生会である。

この年代は既に宇佐宮、神宮寺とも建立されていた頃だから、勅命を受けたのは当時の宇佐宮のことであろう。

では、天皇が勅命を出した背景は何だったのだろうか。

当時の日本国土を見るに、全国では天然痘が猛威を振るっていた時代だった。

このことは政治にも大きな影響を与え、都では天平9年(737)に天然痘が大流行し、同年、政治の中心だった藤原四兄弟(武智麻呂、房前、宇合、麻呂)が疫病の犠牲となり大混乱となったという。

藤原氏は新羅との国交を中心に活躍していたため、地理的に朝鮮半島に近い九州に藤原

広嗣を置き外交を安定させ、穴の開いた中央の座には唐から帰国した吉備真備と玄昉を配置し政権の安定を図ろうとした。

ところが、このことを左遷と捉えた藤原広嗣は朝廷に対して激しく怒り、その結果、九州大宰府より都に兵を挙げるといふ暴挙に出た。

これを受けた朝廷は、天皇を中心に九州から畿内に至るまでの諸国に對広嗣の防禦壁を築き都を守ろうとした。

朝廷側は隼人の司を朝廷軍の先鋒に置き、一方の広嗣軍の先鋒には南九州から大宰府に集めた隼人を置いたとされる。

遠目から見ると隼人對隼人の図式に見えるが、両軍が激突する大事件に発展してしまい、ここでも隼人が犠牲になったとともに、両軍で犠牲になった兵の死が穢れとなって日本中を伝染し、天然痘がますます蔓延するのではないかという懸念が生まれたというのだ。

このことを恐れた聖武天皇は、天然痘撲滅を目指し宇佐宮に放生会の祈禱を勅命したのだ。

宇佐宮が建立されたのは、古事記や日本書紀が完成した時期とほぼ同じ神亀2年(725)である。欽明天皇32年(571)に宇佐の菱形池の辺に八幡菩薩が現れ、朝廷が日本国家の成立に翻弄する時期に政府の施策に同調するように一之御殿が建立された背景には、国家統一を目指す朝廷の九州制覇の戦略としての考えがあったはずである。

だから国家戦略としての疫病退散の祈禱を宇佐宮に勅命したのであろう。

これを受けて宇佐の放生会は、法蓮による仏教100%の放生会から八幡菩薩による放生会へと変身を遂げ、国家安泰を祈るための祭りになったといえるのではないか。

これらは隼人の霊を慰める祭りという目的ではあるが、私が知る限りの材料では養老期と天平期のものとは少し事由が違ふように思える。しかし、双方とも隼人に対する供養であることには変わらない。

宇佐の放生会が隼人の供養として現在も仲秋祭として紡がれているのは、これら二点の隼人の犠牲が大きく関係しているのではないだろうか。

5 六郷山に残る隼人

大分県の北部に位置する円形の半島は国東半島といい、半島の中央に聳える両子山を最頂点として放射状にいくつも尾根が下り、多くの谷が形成される土地に古代山岳信仰の行場跡が広がっている場所である。

国東半島は律令期に六つの郷(行政区)に分けられていた。そして、そのエリアに広がった複数の行場は、奈良時代後期から平安時代にかけて寺院化し、それを総称して六郷山と呼ばれていた。

即ち、六郷山とは仏教としての国東半島の呼び名であり、実際に山そのものがあるのではない。

日本人は、自然の驚異的エネルギーに憧れ、森羅万象に神名を与え人間の力では到底及ばないものを神として崇める民族であらう。

古代日本人は、神の力を己に憑依させ自然の圧倒的な力を受け入れたいという願いが芽生え、いつとはなく山岳修行が行れるようになり厳しい自然の中で己を鍛えるようになったのだらうと想像する。

そこに仏教が交わり、仏教呪術を習得するための禪的修行を行う山岳行場を置いたことから日本独自の神仏習合信仰が生まれたのだろう。



養老2年(718)に人聞菩薩によって六郷山の行場が法華経28品の序文、正宗、流通の3章に習い、28の行場と学問を習得する本山、修行の中山、布教の末山といった三山構成が定められたと伝えられているが、これらの行場に共通していることは、人聞菩薩により開基されたということである。

最初に行場に定めたのは現在の旧千燈寺跡である。

この場所で不動の法を唱えたところ、東の海から竜王が現れ千の燈を率いて来たことが寺号の由来となったという。

人聞菩薩については八幡大菩薩の化身と語られることもあるが、この時期については宇佐宮一之御殿建立前になる。

また、天慶3年(940)に宇佐宮司家が天台座主になってからは神宮寺をはじめ六郷山寺院も天台宗へと変わっていった。よって、それ以前の仏教信仰が国東半島にあったとするのであれば、それは法相宗をベースとしたものだっただろう。

即ち、八幡菩薩が宇佐に誕生してから国家守護のために一之御殿が建立されるまでの間に人聞菩薩が法相宗としての六郷山を構築したということになる。

718年の年号だけを見れば、大隅隼人が朝廷に激しく抵抗している最中だったろうし、そして、法蓮が放生会と思われる仏教呪術の施術への褒美を朝廷から受け取る時期もほぼ同じである。

これは六郷山構築が隼人の霊を供養するための呪術獲得行場として成立し、成熟して来たことを意味しているのではないだろうか。

自然信仰を崇めて発展した国東半島では、宇佐で放生会という仏教儀礼が行われるよう

になると、その儀礼を次世代に受け継がせるための僧侶を新たに造る必要があったはずであり、宇佐国東半島では、六郷山の修行は放生導師の輩出が主目的だったであろう。

自然の驚異的エネルギーを自らの心身に憑依させ、厳しい禪的修行を通して放生の呪術を身につけ成就させるため、六郷山はその地的環境が行場として適していた場所だったのだろう。

当時の国東半島の行場は、人間が神仏の力を授かるために禪的修行を行う場所であったため、奇岩霊峰が立ち並ぶ険しい場所に自然が創出した岩洞（これを岩屋という）を使って、それを巡礼する形で己の心身を鍛えていたと考えられている。

ひとつの岩屋で修行を終えると次の岩屋を目指し奇岩を時にはよじ登り、時には命がけで下る。

これを繰り返して神仏の力を己の身に憑依させる修行を行っていたのだろう。

即ち、修行する僧侶は一つの岩屋に永住する訳ではないのだから、行場がある場所に寺院としての伽藍は必要なく、それが整備されるようになるのは天台仏教と宇佐宮とが関係を深めてからと伝えられている。

宇佐宮建立後、そして天台座主となって比叡山と強い結びつきを得て発展していく宇佐宮が六郷山を特別な荘園地として保護した背景には、隼人の霊を慰めることができる力を身に着けるための行場が国東半島の西側半分に設けられていたこと、奈良時代に入り行場を国東半島東部にも拡大させるためだったのであろう。

六郷山の古式儀礼は、亡くなった隼人の霊を鎮めることによる国家安泰のための祈祷であり、その祈祷は穢れを仏教呪術によって彼岸に送ろうと祈願したもので、この祈祷は鎌倉時代には元寇などでも強国日本を創出するためにも用いられたようだ。

このような六郷山寺院の中でも隼人の関りを示すものがある。

岩戸寺には養老3から4年にかけて、隼人が朝廷に対して抵抗している最中に僧明賢が蒙古の数万の船の大軍を目撃したという伝承が残っている。

それによると僧明賢は、蒙古の魁将の一身七頭の首を埋め、大きな岩の扉を立て塞いだことから石立山岩戸寺と名付けたというのだ。

この岩戸寺の伝承と旧千燈寺跡に伝わる竜王が現れたとするものは、正に同じことを表しているようではなく、当時から国東半島と隼人が何らかの関係を持っていたのではないかと想像させられる。

また、六郷山に古くから伝承されている修正鬼会は、隼人と不動明王が人里に降りて来て人々に安泰をもたらすことを目的に行われるという説があり、宇佐国東半島において隼人の霊験の高さを我々の生活の支えとして平和を願うためのものになっている。

考えてみれば天皇家は隼人の司を置き、隼人舞や雄たけびを通して隼人の特殊な能力を知っていた。

国家成立を目指す日本において、九州制圧のために天皇家第二の宗廟として宇佐神宮を建立した際、天皇家を守る隼人の文化を宇佐に置いたのも当然だったのではなかったか。

もっと言うのであれば、宇佐国東半島では隼人の特殊能力を宇佐宮建立前から知っていた、ということになりはしないだろうか。



(修正鬼会 天念寺)

平安時代の放生会では、六郷山を構築するきっかけとなった4つの行場と4人の僧侶が放生会を行う和間浜に仮堂を建て薬師如来を安置したと記録にある。

隼人の霊を慰める祭会を主として行うのは、六郷山僧侶の中でもエリート中のエリートだったという。

自然が持つ宇宙的エネルギーによる祭事に加え、仏教の薬師加護は、隼人の特殊能力に対する敬意と国家安泰を図ろうとしたのではないかと思えてならない。

6 傀儡子

宇佐宮の放生会執行においても、隼人を語るにおいても重要なものに傀儡子がある。

傀儡子は、木製の操り人形を使い神格化した中津市古要神社、吉富町古表神社に伝わる伝統芸能のことである。

人形の片足は固定され、下から操り師が左手で持つものであり、固定された足とは反対の足と両手は操り師が右手で紐を下向きに引っ張るようにして稼働させる。

カチャカチャと音をたてて動く様は非常に愛らしくもあるが、先のふたつの神社に伝わる人形は全て神とされ、それぞれの神社の神体にもなっている。

今では宇佐神宮仲秋祭に参加することはないが、江戸時代までは宇佐宮放生会に傀儡子が参加し祈祷を行っていたようだ。



(八幡古表神社 傀儡子 左：船上奉納、右：細男の舞い)

双方の神社の芸能は、呼び名こそ違うが、古事に準えた舞いと東西に分かれての相撲を取り、相撲は勝ち抜き相撲を行い、最後は住吉大神が勝利するという共通しているようだ。

この芸能がいつから始まったのかは分からない。

しかし、この芸能が隼人に及ぼした影響は非常に大きかったようで、八幡宇佐宮御託宣集(託宣集)にもそのことがはっきりと記載され残っている。

託宣集に記載された傀儡子の内容は、簡略化すると次のように記録されている。

『奴久等(ヌクラ)、幸原(コウバル)、志加牟(シカム)、神野(ジンノ)、牛糞(ウシクソ)、曾於の石城(ソオウノイワキ)、比売城(ヒメキ)のうち、特に曾於の石城と比売城で頑強に抵抗する隼人に対し、彦山権現、法蓮・覚満・華嚴・躰能の僧侶を連れ、仏法で悪心を蕩かし、呪術によって海水を竜頭に変え狛犬を走らせた。虚空より鷓首を飛ばすと隼人らは大いに驚き、傀儡子の舞いを見せると隼人らは戦を忘れて大いに喜んだ。』

記録の前半と後半とは全く逆のことが書かれているように思える。



隼人を大いに驚かせ、大いに喜ばせたというのは、違う話をひとつにまとめてしまったかのような内容になっているのだが、ここで重要なのは隼人が傀儡子を見て喜んだというところにある。

今伝わる傀儡子が当時にもものそのまま行われたものであるという条件はあるが、古事にちなんだ内容の舞い（古要舞・細男（くわしお）の舞）と住吉大神が勝利する勝ち抜き相撲を見て隼人は喜んだということになるだろう。

先ず古事にちなんだ舞いでは、陰陽五行に習い多くの神々が祓いの舞いを行う様子が見られる。双方の神社で少し違う表現もあるが、特に古要神社の傀儡子舞では磯良の神が登場することから、この時点で住吉大神の登場を予感させるものになっている。

なぜなら、磯良の神も住吉大神も海や航海にちなむ神であるからである。

その流れのまま勝ち抜き相撲が始まり、多くの相手を見事に倒す住吉大神が、最終的には力づくで勝利し、その力を存分に発揮するというものになっている。

しかも、住吉大神の姿は他の神々の容姿とは明らかに異なり、南方民族を表現するかのようになり肌は黒く大ききさ的にもどちらかといえば小さい。

この住吉大神が勝利することは何を意味しているのだろうか。

隼人が戦であることを忘れるほど見入ったとある傀儡子のクライマックスが住吉大神の勝利であることから、隼人と住吉の関係が気になるころではある。

しかし、それについての確証は何もないという。

すべてが謎に包まれた芸能が宇佐宮放生会に加わっているのである。

研究者の声を借りれば、これは隼人の抵抗を鎮めようとした当時の再現だと聞かすが、私はとてもそうとは思えない。

私見になるが、勝ち抜き相撲で住吉大神が登場するのは西方である。

これは隼人の拠点である九州南部を表してはいないだろうか。

他のすべての神々は東方から登場するのは朝廷の暗示。

そしてあたかも南方系の姿をした住吉大神が勝利する内容は、隼人の司を住吉大神に重ねてはいないだろうか。

隼人は強力な霊力をかわれ天皇の行幸においても悪魔祓いの役を担ったほどの存在である。

奈良時代、大阪住吉は瀬戸内海を抜け大陸とを結ぶ航路の重要な発着点であったという。

難しい長距離航海においても、隼人の霊力は大きく発揮され、その者達が住んだ足跡として成川式土器の出土という形で先人達がメッセージを残したのではないかと想像する。

この役が住吉にいた隼人であったとするのであれば、南九州の隼人にとって隼人の司は、正にヒーローだったろう。

そのヒーローが多くの神々に勝利していく様は痛快だったのではないだろうか。

宇佐宮で行う放生会に参加する傀儡子で八幡大神が勝利することがないのは、当時の八幡は神ではなく菩薩だったからではないかとも考えられるが、日本の神々が登場する中で住吉大神が取り上げられた理由は、私にはそのように見える。

理由が解明されない中であっても、傀儡子は1300年の時を越えて今も大分県、福岡県の伝統芸能として、それぞれの神社において最大の神事として紡がれている。



(中津市古要神社の傀儡子奉納のようす 左：磯良、右：住吉大神)

7 まとめ

ここまで九州北部に残る隼人のことを紹介してもらった訳だが、それぞれの解釈は宇佐に古くから残る伝承であり歴史的な確証はないものの、これらは全て宇佐宮放生会を構成した祭祀は今もそれぞれに独立した祭りとして各寺社に存在するものである。

このように隼人の名残は南九州にとどまらず、九州北部にも伝わっていることを考えれば、隼人の霊力がいかほどに強かったことを証明しているに他ならないのではないだろうか。

託宣集には隼人の抵抗を鎮めるために宇佐八幡が日向・大隅入りしたことが記録に残されているが、続日本紀には宇佐八幡が戦に加担したことは全く出てこない。

これは、隼人に対する触れ方が朝廷と宇佐八幡で異なっていたことを意味しているのではないかと私は思いたい。

なぜなら、朝廷は国家形成のために隼人を鎮める方向に動き、宇佐八幡は戦で犠牲になった隼人を弔うために動いたと考えれば、今伝わる各地の伝承や、祭事が残っていることにストレートに結びつくからだ。

傀儡子が物語るように、また、六郷山の伝統行事が物語るように、これらに触れると九州北部でも隼人の霊験の強さを敬い、それを己の力に付加しようとするものがチラチラと見えてくる。

本当に敵対していた者同士であれば、そんなことをするだろうか。

ここに南九州ではなく、北部九州にもうひとつの隼人の存在を感じる。

宇佐神宮に残る仲秋祭は、元をたどれば朝廷が隼人を殺めた懺悔として命令され始めた祭りだったのかも知れない。しかし、私は古代から互いを尊重しあい同じ九州という島国に住む霊を供養するようになったのだと信じたいではないか。

歴史は勝者の記録とよく語られる。

隼人が朝廷に対し自国の平和と願いを成就させるために戦いを挑んだ結果、現在までそのことが語られる時代になった。

勇気を奮い立たせた当時の先人達は、起こした行動が1300年の時を経てなお伝承されることなど想像していただろうか。

自国を思う気持ちとプライドを掲げ大和朝廷に兵を向けたのは抵抗というよりも戦いを挑んだということであろう。

隼人の戦いから 1300 年。

それは、私達から見れば、隼人の霊を慰め始めてからも同じ時を刻んできた。

この大きな足跡は九州北部においても、その伝承を同じ九州人として語り続けたい。

隼人の乱と霧島市

藤浪 三千尋（隼人町史談会会員）

はじめに

大隅国府が置かれた我が霧島市は、国守殺害に端を発した養老4年（720）の「隼人の乱」の際、騒乱の舞台となった場所と考えられる。乱終了後1300年の節目に当り、地元の人間の目線と素朴な疑問を以て、国史上の重大事件について、意の赴くままに論じてみたい。

1 陽侯史麻呂はどこで殺されたか

「隼人の乱」のことを記した『続日本紀』には、「隼人反シテ大隅国ノ守、陽侯史麻呂ヲ殺ス」と書かれているだけである。究極のところ、これだけでは「どこで国守が殺されたか」などということは、知りようがなく、まったくお手上げと言いたい。しかし、それだけに、かえって自由な憶測ができるとも言えよう。イエスかノーかに関わらず、そのような例を挙げて議論の糧に供する。

（1）大隅死亡説

大隅国初代の陽侯史麻呂は現在の国分市清水にあった館にいたが、肝属地方の年貢の納入成績が悪いので、牧之原・岩川・鹿屋地方に進出してきて、現在の国司城跡と呼ばれている所に居城を構えて統治していたらしい。（略）国司には警護の衛士一八騎と諸役三六人が付いていたともいわれる。大隅の反乱軍はこれを急襲した。これでは衆寡敵せず、ようやく包圍網の一端を切り開いて吾平方面に逃げたが、追ってきた賊と今の星塚のあたりで戦い国司方は次々に倒れた。（略）国司は下の名貫川尻を渡って早馬が丘にかけ上がった。そして馬をそこにつなぎ、自殺を試みたが死にきれず、下の泉にすべり下りて水を飲み、うつ伏せたまま息絶えた。（略）首級は後を追ってきた部下の手によって、国司どんの山に葬ったのであろうという。

（『鹿屋市史』平成7年記事を引用）

この記事は、大隅の反乱軍が陽侯史麻呂を襲ったと語っている。察するに「大隅の反乱軍」の大隅とは、大隅郡・始羅郡・肝属郡辺りを言っているようだ。端的に言えば、大隅半島側の鹿屋あたりで隼人が乱を起こしたという想定であろう。

（2）曾於郡巡行遭難説

もう一つ例を挙げる。

去んぬる、二月二十日、申の刻頃、大隅国守、正六位上、陽侯史麻呂は、『戸

令』の規定に従い、同国曾於郡を巡行中、何者かの弓矢によって首を射抜かれ、落命せし事、また同時に、大隅国府には不逞の輩が多数乱入し、同国介、正七位上、大伴宿祢国持以下、国府の官人たちを残らず人質として、立て籠もりし事、取り急ぎ、言上仕るもの也。(中略)

養老四年二月二十二日

太政官御中

中納言、太宰帥、従三位、多治比真人池守

(霧島市タウン誌『モシターン 2021年7月号「隼人物語」世路蛮太郎作』)

これは「隼人物語」という小説の一節で、隼人が国守を殺したことを朝廷へ報告した「解」と称する文書の形式をまねて書いたもの。作者は「曾於郡を巡行中、何者かの弓矢によって首を射抜かれ、落命」としている。曾於郡のどこかで国守は殺されたと考えているようだ。「曾於郡」を郡名とすれば、今の霧島市から曾於市あたりまでに相当し、はなはだ広い範囲になる。「曾於郡」をソノコオリと読めば、方言ソノクイで、今の旧霧島町辺りを指す。

いずれにしても、陽侯史麻呂が殺された場所は、大隅半島側の鹿屋付近か、県中央部の霧島市辺りかによって議論が別れる。

国司の巡行（見回り）

律令官人の職掌を定めた「職員令」を読めば、国守の仕事には実にいろいろな役割があったことが分かる。中でも重要な項目を挙げれば、「勸課農桑」という語句が見える。これは農業生産（田畑）を奨励しなさいという意味である。

森田悌著『受領』には、天平十年「周防国正税帳」に、守以下史生以上の国司が「春夏二時借貸並出挙雑官稲」「検田」「収納官稲」などの任務で部内を巡行したが知られる、とある。「出挙」は、春に稲（粃か）を貸し付け、秋の収穫時期に利子を取る高利貸しの方法と解説がある。

また「戸令」に国守の巡行を定めた項目がある。「およそ国の守は、年ごとに一たび属郡を巡行せよ」と規定している。

以上の国守以下国司の任務は、農業生産を高め、俗にいう米穀などの年貢収納を確保することが究極の目的で、政府から求められた最終的任務であった。そのため国守はじめ国司たちが成績を上げるため、時として年貢の取り立てを強要した場合も少なからずあったと思われる。陽侯史麻呂の殺害動機の一つにこれを挙げる人もいる。

大伴家持の巡行

天平十八年（746）、大伴家持は越中国の守に任じられた。『万葉集巻十七』に彼が春の出挙で国内を巡行した折りに詠んだ和歌が載っている。巡行のコースはおおよそ能登半島を一周した形で、巡った郡は6郡である。

う坂河渡る瀬多みこの我が馬の足搔きの水に衣ぬれにけり

珠洲の海に朝びらきして漕ぎ来れば長浜の湾に月てりにけり
大伴家持は、馬に乗り河を渡ったり、船に乗ったりして郡から郡を巡行したことが分かる。

陽侯史麻呂も大隅国内をこんなふうに巡行したのであろう。それゆえ、巡行中に殺害されたとの見方も生まれてもおかしくはない。

(3) 国庁襲撃説

国府には、政府から派遣された国司と地元採用の郡司以下の在庁官人と呼ばれる職員が勤務する国庁(役所)が設けられた。仕事場の国庁とは別に、国司は自分の住む家をそれぞれ持っていた。『万葉集』の中にそのことが分かる例が見受けられる。「守大伴宿祢家持の館にて宴せる歌」「介内蔵忌寸繩麻呂の館にて宴樂せる時」「越前国掾大伴宿祢池主の館にて共に飲樂す」「少目秦伊美吉石竹の館に会して飲宴す」などがある。国司たちは公務が済むと各々の館で、しばしば宴会を開き、飲食し、かつ余興に和歌を詠んでいる。つまり国司の館は、国庁と離れた日常生活の場所、居住地であった。なお「館」は『倭名類聚抄』に和名「多知たち」「客舎なり」とある。中央から下ってきた国司の一時の住まいの意味だろう。

大隅国の場合、国府の発掘調査が十分でないので、国司の館の遺構は不明である。平成24年から25年にかけて、霧島市国分府中町の西の端に位置する微高地で発掘調査が行われ、墨書で仮名文字が散らし書きされた土師器の坏が出土している。出土地は「気色の杜遺跡」と命名された。墨書土器が使われた時代は平安時代と思われるが、奈良時代に国司たちが宴会を開き、歌を詠みあった情景がイメージされる。

国司館襲撃事件

国司の館が襲撃を受けた事件の記録を紹介した文献(『国司の館』田中広明著)がある。『文徳天皇実録』や『三代実録』『日本紀略』など、官修の史書に記録されているという。

① 『文徳天皇実録』巻第九 天安元年(857)6月の記事

対馬上県郡擬主帳ト部川知麻呂、下県郡擬大領直浦主等、党類三百許リノ人ヲ率イテ、守正七位下立野正岑ノ館ヲ囲ミ、火ヲ行イ、正岑並ビニ従者十人、防人六人ヲ射殺ス。

② 『三代実録』第四十四 元慶七年(888)7月の記事

筑後国解僞、今月三日夜分、群盜百許リノ人、守従五位上都朝臣御酉ノ館ヲ囲ミ、御酉ヲ射殺ス。

この後、太政官は、むざむざ取り逃がした賊の行方を徹底的に探し出し、すみやかに翦除(切り捨てる)せよ、さもなくば今後の処罰を考えるぞと、太宰府にきびしい命令を出している。

田中広明氏は筑後国守殺害事件のてん末を、久留米市教育委員会の発掘報告書

を参考にしながら、以下のように分析し解説している。

この事件の発端は都御酉が筑後国守として赴任した時、長く行われていなかった班田に着手したことにある。本来、六年ごとに行われるはずの班田（戸籍に基づいて耕地を与えたこと）が筑後国では墾田（開墾した耕地）の庄園（私財＝私有地）化によって、これまで三十年以上おこなわれていなかった。そのため、墾田の隠匿や帳簿の改ざんなど、それまで不正を行い、税を滞納していた前任の国司や介以下の国司、あるいは郡司や国家に編成されない富豪浪人とよばれる人々が結託し元慶七年七月、ついに御酉の館を襲撃したのである。

筑後国府跡の風祭地区では、守の館をめぐる築地の側溝から大量の焼土や高熱を受けた土器類が出土した。この焼土は元慶七年の事件のときに国司館が襲撃を受け、火を放たれた物的証拠である。当時の戦法は、相手の家や田畑などの不動産に壊滅的打撃を与える焦土作戦がとられた。

国司が襲撃された場所は、共通してことごとく国司館であった。きまって「困レ館」と表記された。なぜなら国司が国司館に常駐していたから、館を襲撃したのである。それぞれ事情が違うと思うが、暴徒は館を襲ったのが常とすれば、国庁は襲撃の対象外だ。

2 陽侯史麻呂の墓はどこにある？

亀ノ甲遺跡は陽侯史麻呂の墓か

平成7年7月1日付の南日本新聞に、「隼人の乱で殺害された国司らの墓」という大見出しで、亀ノ甲遺跡が取り上げられたことがある。同遺跡については、『国分郷土史』（平成9年3月）に、『鹿児島県文化財調査報告書第四輯・鹿児島県下の地下式古墳』から要約したものが紹介されている。

昭和28年12月、向花小学校に接した西方台地を切り崩し校庭の拡張工事に、地下170センチメートルの四カ所で遺物が発見された。29年1月まで工事が続けられたが、大刀や土器が出土した。

大刀の中に、柄頭にC型の輪を3個つなげた三累環頭大刀と呼ばれるものがあつた。当時調査した考古学の専門家は、三累環頭大刀を日本の古墳や朝鮮の古墳で出土したものと同類で、県内では唯一のものだと評価された。亀ノ甲遺跡出土の三累環頭大刀も、5世紀以降南鮮から舶載され、伝世されたものが埋葬されたものであろう。

当時遺跡を調査した河口貞徳氏は『日本の古代遺跡 鹿児島』の中で、同遺跡について、「地下式土壇と思われる。古墳時代の遺構である」と述べている。

亀ノ甲遺跡は発見以来、三累環頭大刀の貴重さと県内に数少ない古墳としての価値が主に評価されてきた。ところが、平成7年当時、国分市文化財保護審議会の花園正志委員は、出土した土器の一つに注目した。それは平瓶と名付けら

れた須恵器で、急須形に取っ手が付いている。花園委員は、亀ノ甲遺跡の平瓶は、平城京跡等から出土した8世紀のものと同じと判断した。取っ手付き平瓶は当時の役所や大きな寺院跡などしか出ない特殊なものであるから、これを使用したのは国府の役人に違いないと考えた。さらに年代の一致から亀ノ甲遺跡は、隼人に殺害された陽侯史麻呂らを葬った墓と推測したのである。この見解は従来の亀ノ甲遺跡の捉え方に一石を投じた。

亀ノ甲遺跡は陽侯史麻呂らの墓説に対する疑問

遺骨の行方

報告書には大刀・鉄剣の他、土器類の記載はあるが、肝心の遺骨のことが書かれていない。『国分郷土史』(平成9年3月)には、「人骨も二～三体出ており、かますに入られていたというが、報告書には記載されていない。」とある。惜しいことに人骨はその後紛失したらしい。

前述した幾つかの仮説を基に国司の死亡原因を考えれば、『鹿屋市郷土史』のように陽侯史麻呂の首を部下が持ち帰ったとするもの、『隼人物語』のように巡行中に矢で射殺されたというもの、あるいは『国史』にあるように、国司館襲撃の際、火を掛け射殺されたというものがある。いずれにしても遺骨は損傷があるか、下手すれば、焼き尽くされたかも知れない。

奈良時代の埋葬法 火葬の流行

亀ノ甲遺跡は工事中の発見ということであり、きちんとした出土状況が記録されていないのが難点だ。遺骨の埋葬状況が明らかでない。河口氏の報告書には、地下式土壙とあるから、じかに遺体を土葬したように受け取れる。

『続日本紀』には、天皇や官人の火葬のことが記されている。

文武天皇、慶運3年(706)11月、「飛鳥岡ニ火葬セリ」

太上天皇(元明天皇)は元正天皇に「自分が死んだら竈を造って火葬せよ」と養老5年(721)に遺言している。藤原不比等も遺教にしたがい、十月八日に火葬し、佐保山椎山岡に葬ったと伝える(「公卿補任」養老四年条)。

蔵骨器の使用

火葬した遺骨はどのように埋葬したかという点、出土品として一般に見るものでは、俗にいう骨壺に大体収められている。骨壺は銅または金銅製の高級なものから焼き物の須恵器などいろいろ有る。改まった言い方は「蔵骨器」と呼ばれる。上級の墓には葬られた人の身分・家系経歴などを、器そのものや金属板に刻した「墓誌」がある。「墓誌を副葬した墓は、官人とその家族および僧侶に限られている。地位は大納言から地方豪族までの幅があり。墓誌を伴う墓は、ほとんどが火葬墓である。」(『国史大辞典』)

国司の葬式 官人の埋葬法

火葬されたのは都の天皇や高級官人だけではない。下記の下級官人の例は良く知ら

れている。

①山代忌寸真作墓誌 奈良県五條市東阿多で発見。従六位上 「養老六年」

②高屋枚人墓誌 高屋連氏、河内国古市郡高屋付近で出土

銘文「故正六位上常陸国大目高屋連枚人之墓」「宝龜七年」

③伊奈真人大村墓誌 奈良県北葛城郡香芝町穴虫で出土。慶雲四年

銘文「(前略)慶雲四年歳在丁未四月廿四日 寢疾終於越城 時年四十六 以其年冬十一月乙未朔廿一日乙卯 歸葬於大倭国葛城下郡山君里狛井山岡」

①山代忌寸真作 従六位上

②高屋枚人は常陸国の大目 正六位上

③伊奈真人大村については『続日本紀』に「慶雲三年閏正月庚戌、従五位上 猪名真人大村ヲ越後守ト為ス」と出ている。

①②③の官位を見るに、三人とも守あるいは目、つまり国司クラスであることが分かる。翻ってこれを大隅国司に当てはめて考えた場合、例えば亀ノ甲遺跡の場合、葬法はどうだろうか。

一つに「蔵骨器」が無い。従って火葬された形跡が見当たらない。土壙墓すなわち土葬の可能性はある。ていねいに葬られた様子が見えない。

骨送使

以上は陽侯史麻呂の遺体は大隅に葬られたことを前提にした考え方である。ところが奈良時代の国司の葬式は、ちゃんと決まった別の方法が採られていたようだ。

郡県の法ようやく定まりて、国々には国司を遣わされ、年期を定めて、或は六年を限り、或は四年を限れり。(中略) 任期満ちぬれば、頓て帰京せる故に、国司の墓とてたしかなる古墳の国々に存せるは、多く聞えず。たまたま在国の間に卒せし者も、骨をば京郷に送りて葬れるならいなればなるべし。畢竟、任国には祀をいたすべき親族なきが故なり。

中山信名著 『墳墓考』(『遺物が語る古代史』李家正文著に引用)

国司となって任地で死んだ人の遺骨は、骨送使によって故郷に還されたので、地方に墓が無いのだという。まさに③伊奈真人大村の場合がそれに当る。亡くなってからすぐに火葬されたと思われるが、故郷に帰り、葬られたのは約7か月後であった。

これら国司の葬式を見る限り、陽侯史麻呂は中国の守とはいえ、れっきとした正六位下の国家公務員である。彼の遺体は国司たちにより、ていねい取り扱われ、都に送り還されたのではないか。

都に戻った遺骨は、死者の本籍(故郷)に還され、家族や親戚あるいは一門の人々の手により、『喪葬令』の送葬・営墓の規定に従い、弔われただろう。親族は喪に服したろう。陽侯史麻呂も故国に祀りをいたすべき親族がいたはずであ

る。

また『喪葬令』には官人が亡くなった場合、賻物（死者に送る品物）として六位の者には緇や布を支給すると定めている。政府も手厚く死者の労に報いたものと思う。遺体をむざむざ敵のなすがままに任せ、放置したとは考えにくい。

3 隼人の乱を起こした首謀者は誰か。

曾野君は首謀者ではないのでは？

筆者はかつて志學館大学と旧隼人町教育委員会で共同出版した『隼人学』（平成 17 年）の中で、「曾君のように南九州の中央部で頑張って抵抗した隼人もいるのだ。隼人の乱の時に首謀者になったのは、この曾君一族に違いない。」と書いた。隼人の騒乱が国府周辺で起こり、その時、地元の豪族曾君が主になって反乱を起こしたとの思い込みからである。

あれから 20 年後の現在に至り、自説を修正したいと思う。

曾君は曾乃君とも書く。和銅 6 年（713）の大隅建国時に日向国から分かれた四郡に肝坏・曾於・大隅・始羅がある。曾君は曾於郡（霧島山麓一帯）を支配した豪族である。

国分清水に在った台明寺の古文書に、在地の有力者の篤房なる人物が、「郡司職」を受け継ぐ身でありながら、寺領を横領する不法を働いたと住僧が大宰府に訴えている。篤房なる人物の家系は、税所氏を名乗っているので、大隅国庁の官人（税所職）で、また郡司であったことが推察される。税所氏は曾君の末裔であろう。

因みに、旧霧島町・旧国分市重久・旧隼人町松永を東襲山、旧隼人町の内、日当山が西襲山といった。それ以前は襲の山と呼んでいた時代がある。

大隅国建国までの曾君の行動

『続日本紀』和銅 3 年（710）1 月条に日向隼人曾君細麻呂の叙勲記事がある。「天皇が大極殿にお出ましになり、正月の祝賀を受けられた。その場に文武百官と共に隼人蝦夷がおりました。その後、將軍大伴旅人ら諸将が東西に分かれ、騎兵を先頭に隼人蝦夷を引き連れ行進した。」と書く。

この記事は、お正月の観閲式のようなものをイメージさせるが、「隼人蝦夷を引き連れ」というところがミソで、政府の連中が隼人蝦夷を服従させていますよと、天皇に見せびらかすねらいがあったのだろう。

その後の祝宴で、隼人蝦夷にも酒食が振るまわれた。しかも彼らは位を授けられ、禄まで賜った。隼人が位を賜った理由は次のように説明してある。

日向隼人曾君細麻呂、荒俗ヲ教諭シテ、聖化ニ馴レ服ワシム。詔シテ外従五位下ヲ授ク

ポイントは和銅 3 年（710）という時期にある。大隅国の設置、同 6 年（713）

に先立つ3年前のことになる。

「荒俗ヲ教諭シテ、聖化ニ馴レ服ワシム。」(未開の現地人すなわち隼人を教え諭し、天皇の言うことに従うようにさせなさいということ)

この一節は大和朝廷が、大隅国設置前に在地豪族曾君を懐柔し、建国の根回しを早々していたことを示している。和銅3年の段階で、曾君の功績が認められ叙勲に到った訳だから、その何年も前から曾君は朝廷の手先となって隼人の服従化に動いたことが推察される。

従って、外(地方官)にしては、従五位下というけっこう高い位をもらい、朝廷の側に身を置かざるを得ない立場の曾君は、隼人の乱の首謀者となりえず、むしろ乱を鎮圧する側に回ったのではないか。

『続日本紀』は乱後の成果として、「斬首・獲虜 1400人」と記しているが、その中に曾君の名前は無い。隼人の乱は国家(天皇)に弓を引く罪を犯した大事件だ。首謀者は首を斬られ、累は家族・一族に及んだはずだ。しかし曾君は処罰された形跡が見えない。

藤原広嗣の乱

隼人の乱から20年後の天平12年(740)、大宰府の少弐、藤原広嗣が反乱を起こした。『続日本紀』は、この乱については詳しく戦況を書いているので、首謀者や戦いの様子が良くわかる。隼人の乱の記事と比較すると興味深い。

大將軍大野東人は「東海・山陰・山陽・南海五道の軍一万七千人ヲ徵發シ之レヲ討タシム。逆賊藤原広嗣、衆一万許リノ騎ヲ率イテ板櫃河ニ到ル。広嗣自ラ隼人ノ軍ヲ率イテ先鋒タリ。」これにより、広嗣軍の中に隼人が参加しているのを知る。しかも隼人は広嗣軍の先鋒となっている。

なんと降伏した隼人に贈啖君多理志佐なる人物がいる。多理志佐は、和銅3年に外従五位下の位をもらった曾君細麻呂の息子か孫か。曾君を名乗る人物がこの代までも続いているということは、隼人の乱で曾君の家系は絶えていないと見て良い。延暦12年(793)、大隅国曾於郡大領曾乃君牛養が外従五位下を授けたとの記事(『日本後記』)がある。

多理志佐は朝廷軍に寝返って、反乱軍の情勢を官軍に洩らしている。その情報は次のような内容だった。「広嗣は自ら大隅・薩摩・筑前・豊後等の国の軍、合わせて五千ばかりの人を率い、もう一方の広嗣軍の大將広嗣弟の綱手は筑後・肥前等の国の軍、合わせて五千ばかりの人を率いる」というものだった。これを見て、反乱軍に九州各国の兵士1万人ばかりが加わっていることに驚く。大隅・薩摩の兵士も交じっている。その数は九州の軍団の数に近い。さらに広嗣は九州一円の兵士を動員できた要因は何だったのか。大隅・薩摩の兵士が乱に参加したのはなぜか。広嗣の乱後、多理志佐は再び位を授けられた。寝返ったご褒美であろう。

隼人の乱の本当の下手人はだれか

『続日本紀』は隼人の乱を起こした者の名前をまったく明かさない。『軍防令』には、戦争で捕まえた者の姓名、官軍と賊徒の数、殺した人数、戦った時の日時、戦った場所など、事細かく書いて太政官に申し送れと定めてある。軍忠状のように手柄を申告し、叙勲の資料とするためであった。

乱の勃発時、あるいは初戦の様子を伝えていない所をみると、国司側や朝廷軍が隼人軍から手ひどくやっつけられたことを、暗に示しているのではないか。

東北の蝦夷・阿弖流為と朝廷軍との戦いの際のことを書いた『新古代東北史』（新野直吉著）という本がある。

将軍たちの任は天皇から委任された統帥権の行使であり、彼らの率いる大軍は王師なのであるから、大国策として断行される征東・征夷のことが、単なる軍を損じ、糧を費やすことであってはならず、不成功や敗戦をそのまま表現記述することも、大君の稜威を傷なう不臣行為の甚だしいものに属することとされ、事実の記述をさけたのであろう……

隼人討伐記事の実際

『続日本紀』は養老4年の2月に隼人の乱発生が朝廷に伝えられてから、ようやく同年の6月条に、大伴旅人が隼人を掃討したことを記す。漢の時代に王朝が辺境の賊を降伏させた故事を仰々しく引き、その部分だけ、朝廷軍の隼人討伐の働きが、いかにも目覚ましいように表現している。

反乱者たちが負けた様子は「兇徒を剪り掃い、酋帥面縛、請命下吏 寇党叩頭争いて敦風に靡く」とある。反乱集団を「西の隅の小賊」あるいは「兇徒」「寇党」と表現している。それらのことを、なぜ隼人と書かないのか。しかもそれで乱は収まったかと思いきや、翌年まで終息を見なかった。

酋帥

「酋帥」とは一体何ぞや。『古事記』『日本書紀』の熊襲征伐に出てくる熊襲の首長を「渠帥（イサオ）」「梟帥（タケル）」とするのと同じ、未開の族長の意味を示す。

酋帥は「蛮人の首領」などと岩波書店の『続日本紀』注にある。「蛮人」は野蠻人の意味だろう。昔の歌謡に「私のラバ(恋人)さん酋長の娘 色は黒いが南洋じゃ美人」という歌詞がある。この場合、田舎・辺境・未開地の一等下劣な人間をいうニュウアンスを感じる。酋帥はそのような集団の頭領という意味を持っている。「蛮」は文化の開けない南方のエビスだと字典に書いてある。

さげすんだ表現を採り、卑しめる意図が込められている。酋帥こそ隼人のリーダーなのだ。征伐記事は隼人を貶めるだけ貶めた書き方をしてある。そこには勇ましい隼人の戦士の姿は無い。勇敢なる隼人の面影はない。それが朝廷側のねらいでもある。

面縛

因みに「面縛」という用語については、ほとんど「面縛せられて」と読んである。「面縛」という語句は、『日本書紀』巻第七、景行天皇 40 年の条に、すでに見えている。ヤマトタケルが東方の蝦夷を討った時の話に、降伏した蝦夷が「面縛、服罪」とある。読み方は「ミズカラユワレテ、シタガウ」となっている。

この語句が『日本書紀』巻第九の「神功皇后摂政前紀」にも出てくる。神功皇后が三韓征伐した時、朝鮮の王が皇后の軍門に下る一節だ。「素幡而自服 素組以面縛」素幡は白い旗、素組は白い綱である。

垂仁天皇 5 年にも同語が見える。「面縛、自ら捕わるるを云う。左伝僖六年注に縛手於後、唯見其面（手ヲ後ニ縛リ唯其ノ面ヲ見〔あらわ〕す」と注する。

『続日本紀』も隼人が綱をもって、自ら後ろ手に縛り、降伏する様を表すと考えられる。「面縛」の訓読は、朝日新聞社発行『日本書紀』（昭和 15 年）に拠る。岩波書店『日本書紀』（昭和 14 年）も同じ読み。

「面縛」は自主的に降伏した、卑屈な弱々しい隼人のイメージを作り出さんがための朝廷側の修辭的トリックだ。叩頭ペコペコ頭を下げて命乞いをしたというのも同じこと。

反乱軍の実態

結局のところ、隼人の乱は内実は何から何まで良く判らない。反乱軍の首謀者、武装の規模等も。しかし史実として反乱は起こっている。言えることは、養老 4 年の 4 月ころから戦いが始まり、翌 5 年 6 月ころまで 1 年数か月戦いが続いているので、隼人も烏合の集団ではなかった。そこまで抵抗した隼人の底力について、考えてみよう。

軍団

『軍防令』に軍団を置く規定がある。国司指揮下の軍事・警察機構、全国に設置され、通常兵士 1 千人をもって構成されるとある。以下文献を示す。

弘仁四年（813）八月の太政官符で、西海道諸国の兵士一万七千百人を減じて九千人と定めた。筑前四団（一団兵士五百人）二千人、筑後三団（千五百人）、豊前二団（千人）、豊後二団（千人）、肥前三団（千五百人）、肥後四団（二千人）
（『国史大辞典』）

軍団の構成一郷（千人）から兵士五十人、隊正の率いる一隊を構成。二十郷ごとに一つの軍団が置かれたものと推定。（直木考次郎『律令』岩波書店）

薩摩・大隅・日向には、軍団の記載が無い。隼人の乱の経験から省かれたか。

大毅・小毅・兵士

軍団には団長の大毅（千人の兵士を率いる）、以下、副団長の小毅と言われる指揮官が居り、さらに下士官クラスの校尉・旅帥・隊正がいた。その下に、各郷

村から徴発され、軍団に配属された兵士たちがいた。

軍団大小毅任用の実際

「律令時代を通じて、軍団の大小毅には、郡司などの地方首長層が任用されていたことが、実例から推測される。団の構成、兵士の統率において、律令成立以前からの地方首長層の伝統的な民衆支配勢力に依存する面がつよかったことを物語るもの。」『律令』岩波書店補注に、こんな指摘が見える。

ここに再び『新古代東北史』新野直吉著を引用して、隼人軍の実態に考えてみたい。

第一次抵抗戦に敗れて国家体制に入り、郡郷制度という状況下に組み込まれると、伊佐西古や砦麻呂級の法制的にも地方支配の末端に位置付けられた人々は、日常接するうちに中央から下向官人のものの考え方を知り、経済や生産の生活様式にも通じ、さらには国家軍の制度も理解し、唐式・朝鮮式の軍事学や戦法をも身に付けることにもなります。

これは東北の蝦夷対朝廷軍との戦いを言ったものだが、まさに隼人軍対朝廷軍にもピッタリ当てはまるのではないか。隼人の場合、第一次抵抗戦を大隅建国時に、第二次抵抗戦を隼人の乱に置き換えてみれば、隼人の乱の実相が見えてくる。

隼人の乱の時は、大隅国建国から7年ほど経っていたわけである。南九州の隼人も、兵士として軍事訓練や教習を経験した者が居たであろうし、反乱の時には、国司や郡司の命令を聞かず、賊軍に身を投じた者も出たであろう。不平不満だけでは済まない、よそ者の国司たちの威張った態度に、自治意識の強い「隼人のこころ」の爆発が乱の根深いところにあったことも確かであろうと思える。

そのような集団が核となって戦闘を続けたのだろう。素人では長期的な戦いは続けられなかつたであろうから。

『軍防令』は、兵士に大刀・刀子・弓・矢などは自前で用意するように定めてある。ということは、郷村に鍛冶屋や弓製作所が在ったのか。あるいは国府に工房が設けてあったか。隼人も武装の所持は普段にできたということか。

4 隼人の乱の戦場はどこか

隼人七城

隼人の乱の時に、隼人は7つの城に立て籠もって朝廷軍に抵抗したと伝えられる。そのことが書かれているのは、宇佐八幡宮（現神宮）に伝わる『八幡宇佐宮御託宣集』という古文書である。それによると、7か所の城の名は、奴久良・幸原・神野・牛屎・志加牟・曾於の石城・比売の城と書いてある。

『御託宣集』は鎌倉時代の八幡宇佐宮寺の僧、神吽が書いたものである。その文書は隼人の乱から約500年後に執筆されているため、最初から隼人七城を疑

ってかかる研究者もいるようだ。だが神作自身が「愚老八十三年の間、末宮の記を作るは、本宮の万記記すに依るを以てなり。もっはら旧記に依るなり。」と書いている。それを見ると、やはり信頼できる八幡宮所蔵の古資料を基に、83年もの間、彼が執筆と研究に励んだ成果が『御託宣集』として結実したものと推察される。

宇佐八幡宮と大和朝廷は奈良時代になって結び付きを深める。大宝2年(702)薩摩国建国の折、朝廷は太宰所部の神九処に祈祷り、実に神威に頼り、遂に荒賊を平らげた。(『続日本紀』)また広嗣の乱の時も八幡神に戦勝を祈願している。所部の神九処には八幡神も入っていたらう。

宇佐八幡神の参戦

隼人の乱には、宇佐八幡の神様も参戦している。『鹿児島神社旧記』『御託宣集』には、豊前国守宇努首男人が将軍(実際は引率者)となり、八幡神の御神輿と共に「神軍」なる軍隊を引き連れて隼人討伐に来たと書かれている。神軍は朝廷軍とは別働部隊か。『長門本平家物語』に、「当国の戸神をかたらいて、大隅国の主、早人を打ちて」という一節がある。戸神は止上神社の神様のことで、八幡神と協力して隼人を討ったというのである。八幡神が隼人を討った故事をこれからも伺える。

隼人の乱の戦場

隼人七城を考える時、反乱の舞台がどこだったのかによって城の場所が違って来る。ざっと大隅半島の方あるいは大隅国府周辺などが考えられる。『続日本紀』の征討記事には、「朝廷軍の兵士が二か月近く原野に曝され難儀をしている。」とあるので、どこかの平野で戦いがあったことは確かである。

朝廷軍の侵入ルート

A 西ルート

隼人の乱の時、大伴旅人が征討大將軍に任せられ征西したころ、樋脇町倉野に渡瀬(港) 入来院に船瀬が設置されたことが『続日本紀』にみえる。「大伴征討軍の主力は長島で編成され、出水西海岸を南下し、川内川河口頼素行氏、祢チハラ(現在の柳原)を通過し入来院に入ったと記されている。」(『樋脇町史』平成5年)

B 東ルート

「日向国史にも〔日向諸県地方が、其の影響を受けたるべきは疑を容れず。〕と記述してある通り、養老の反乱および征討について真幸院(西諸県郡)地方が、反乱の発端地大隅国府(国分)に近いので影響があったことは察せられことで、上代より蛮夷防衛の官府のあったわが夷守(小林)は、あるいは征討軍の一大拠点となしていたとも推定するに難くない。反乱が北大隅および薩摩の隼人族であったのであるから、征討軍は水俣よりする薩摩路より入らず、宇佐神宮

などに祈願した事実よりして、豊後路より南下して日向国の軍兵を加えて、日向国府（西都市妻）を基地として島津路より大隅に入り、また綾・野尻より夷守にきて軍旅を整え真砂（真幸）より大隅国に、また高原荒磯道より大隅国より攻め入った」（『小林市史』）

A・Bいずれも大隅国府を目指して侵入したような記述になっている。

お断りしておくが、AとBが史実を反映しているか否かは自分は問わない。敢えて言うなら、早々に薩摩国府が置かれた西ルートが妥当か。

地元の視点で見た隼人七城

地元の視点で、実際に霧島市内を見回してみると隼人七城に比定できそうなところはたくさん在る。とりわけ国分平野を中心にした場合、国分・隼人では、南北朝から戦国時代にかけての山城が候補地に挙げられる。隼人七城と言っても、隼人の乱で隼人が立てこもった城は、7か所だけではなかったろう。シラス台地を基盤とする約標高 250 メートルほどの防御に適した山が陣地に選ばれている。

戦場を大隅国府周辺と設定した時、「曾於の石城」は国分の城山（戦国時代は隼人の城と呼んだ）。「比売の城」は姫木城に比定が可能である。問題は後の5つだ。だがこれも各人各説あり、いずれとも決めがたい。

そこで隼人に関する伝説から、古代の山城ではないかと推定される場所を求めたい。

①『長門本平家物語』の正八幡誕生縁起

「当国の戸神をかたらいて、大隅国の主、早人を打ちて、石が城の岩の上にとり返して早人失せて後、こと井・隈前・海老隈の麓頭、良向の中に宮室をたて、王子を産み給えり。」

隈前は久満崎で、国分京セラ工場の先の所、同名の神社がある。そこには上井城があった。海老隈は笑隈で、霧島市隼人町宮内、蛭子神社（大隅二之宮）の上の山。南北朝時代、大隅国守護、島津氏久がそこに山城を構え、向いの姫木城を守る税所一族と3年間対峙した。こと井は上井の城のことか。石が城は曾ノ石城のことであろう。

②『鹿児島神社旧記』

「景行天皇（中略）大隅隼人を打玉う。此の隼人を大人弥五郎という。其の形、鬼の如し。上井の城に引籠りて、大石大木を落とし、官軍を悩まし奉る。」

この他、城山の隣りに清水城がある。姫木城の北に連結して橘木城もある。この城は別名を曾野郡城とも言い、税所氏の本城であった。さらに縄文遺跡のある上野原も城の名は伝わらないが、地形から見て、山城の可能性はある。

奴久良城

国分平野の西はずれに、高速道が走っている山並みがある。そこは戦国時代

に山城が設けられた場所だ。守護の島津貴久は、島津忠宗の五男資久を祖とする一門の樺山氏を都城樺山から小田に移した。目的は国分一带に勢力を張っていた本田氏を牽制し、大隅半島のライバル肝付氏の進出に備えるためだった。城の名は長浜城という。

長浜城は地形的に大隅と薩摩を遮断する位置にあり、戦略上の要衝といえる。城の規模は広大で、海側の国道 10 号からインターチェンジ側の広い範囲にわたる。山城に登れば国分平野がきれいに見渡せ、曾於の石城（城山）・比売の城（姫木城）・上野原も向いに見ることができる。

隼人の乱の時には、これらの山城が連携呼応して、朝廷軍に対抗したのではないかと 1300 年前に戻って、山頂において感慨に浸る。

筆者は長浜城下の野久美田という村で育った。村の名を地元の人「ヌクンダ」と呼ぶ。「ヌクンダ」が転訛して奴久良（ヌクラ）と表記されたのではないかと考えている。すなわち長浜城は奴久良城のことになる。城の東側山腹から遺骨が入ったままの奈良時代かと思われる須恵器の蔵骨器が出土している。古代から住民が長浜城に出入りしていたことを示す貴重な遺物と思っている。

5 二つの隼人塚

伝説の隼人塚（首塚）

隼人を討った副将軍以下が養老 5 年 7 月初め、都に帰還したことを『続日本紀』は記す。彼らが得た成果は「斬首獲虜、千四百余人」であった。記述はたったこれだけ。しかも報告には捉えた反逆者の名前も無い。首を斬った数と捕まえた隼人の数の内訳も無い。「広嗣の乱」の場合、その処罰の程度は、死罪 26 人、没官 5 人、流罪 47 人など 250 人ほどを数える。九州一円を巻き込む大乱を犯した方の処分と比較とした時、隼人の乱の方は圧倒的に数が多い。誇張が有るのではないか。

国分重久に「隼人塚」がある。『三国名勝図会』に「水田の中に小き林叢森然たり。是を隼人塚と号す。隼人が首塚なりという。」さらに「毎年正月十四日の夜、初めて捕らえた猪や鹿肉を三十三本の串に刺し、そこの森に立て祭る。むかし隼人を殺した故事を伝えた神事で、隼人の霊の崇りを鎮めるための祭りなりとかや。」と「贅祭り」なる行事を伝える。

隼人塚の近くに止上神社がある。『同神社伝記』に「早人対治の時、止上権現、鷹と化して隼人を蹴殺し給う」と見えている。この伝記から、隼人を敵視する人たちによって止上神社は祭られたと推察される。大隅国建国の翌年の和銅 7 年に、豊前の国から 200 戸の人たちが南九州に移住させられている。思うにそれらの中の一部が重久の辺りに配置されたことを伺わせる。

『御託宣集』が伝える宇佐八幡縁起には、八幡神は鷹となって最初に現れた

と書いてある。止上神社の伝記は、この鷹のことが反映しているように感じる。

発掘調査でもしない限り、本当のことは判らないが、重久の隼人塚は場所的には良い場所に位置しているのではないか。

国指定史跡隼人塚

隼人町の隼人塚は、鹿児島神宮の神官、桑幡公幸氏が自著『國分の古蹟』で、伝正国寺跡の石塔および石像の所在地を「隼人塚一名熊襲塚」と書いたことにより、大正10年3月の指定時以来、あたかも「熊襲・隼人の首塚」もしくは「古墳」との誤解を生んできた。しかし平成10年・11年の修理復元に先立つ発掘調査によって、塚からは人骨とか武器とかは出土せず、隼人の乱によって殺された人々の首塚ではないことが証明された。

『鹿児島神社旧記』に「御神輿浜殿御下ノ時、御休ミ玉ウ石之有リ」「放生会ノ大路ニ五重ニ三基ノ石塔アリ四天王ノ石像有リ」と書かれているのが、すなわち現在の史跡隼人塚のことである。

放生会は、隼人の乱の際に人殺しに加担した八幡神が、殺生の罪を悔い、供養のために生き物を海川に放つ放生行事と伝わる。『御託宣集』に詳しく書いてある。現在も宇佐神宮では放生会（中秋祭）を執行している。筆者は同神宮から海岸まで御神輿に付いて歩き、河口でのニナの放流に参加した経験がある。鹿児島神社の放生会は宇佐八幡から伝わったもので、放生会のスタイルは同じ。放生のため海（浜）に下るので、地元では、放生会を浜下りと呼ぶのである。

鹿児島神宮（旧正八幡・鹿児島神社）では、放生会の由来をこう記す。

元正天皇御宇、養老四年大隅日向隼人等乱を起し、勅命に依、豊前守宇努首負男人將軍となり、神軍を率いて下向、八幡大神に祈り、是を討つ。

数多の隼人落命、依てその怨霊を慰めんための祭り也

史跡隼人塚は隼人供養の祭りをを行う聖地であった。

おわりに

本稿のタイトルに従い、問題提起のつもりで思いつくまま、文章を書き連ねてみた。しかし隼人の乱に関する史料は難しい文献が多く、理解度が浅いのと、古代史に疎いのが原因で、拙稿も多く推論の域を出ず、所期のねらいを果たしていないと知った。

さりながら参考文献に眼を通していくうちに、今まで見過ごしていた語句の意味や、記事の裏に隠された意図に気付くことがあった。やはり、「隼人の乱」は奥が深い。さらに精進して、今後とも「隼人の乱」に向き合い、抵抗した隼人たちの心に近づきたいと思う。

〈参考文献〉

- 古事記 朝日新聞社 1945年
日本書紀 朝日新聞社 1940年
続日本紀 朝日新聞社 1940年
続日本紀 新日本古典文学大系 岩波書店 1996年
日本後紀 朝日新聞社 1941年
三代実録 朝日新聞社 1941年
文徳天皇実録 朝日新聞社 1940年
律令 岩波書店 1985年
万葉集 岩波書店 1947年
墳墓 近藤出版社 1981年
遺物が語る古代史 木耳社 1982年
新古代東北史 歴史春秋出版 1996年
葬儀の歴史 雄山閣出版 1980年
国司の館 学生社 2006年
和漢三才図会 吉川弘文館 1906年
須恵器 柏書房 1990年
日本の古代遺跡 38 鹿児島 保育社 1987年
曾の隼人 霧島郷土史研究会 2013年
大隅国建国 1300年記念記録集 2015年
季刊考古学 第9号 雄山閣出版 1984年
旧記雑録前編 I 県史料 1983年
国分郷土誌 1973年
国分郷土誌 1997年
長門本平家物語 名著刊行会 1974年
八幡宇佐宮御託宣集 現代思潮社 1986年
鹿児島神社旧記
小林市史
鹿屋市史 1995年
受領 教育社 1978年
国史大辞典 吉川弘文館

〈参考資料〉



整備された国指定史跡 隼人塚



長浜城出土の蔵骨器

隼人の乱で殺害された国司らの墓

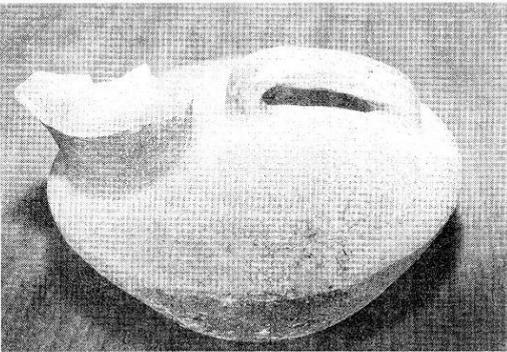
「国分市にある、亀の甲遺跡は隼人の反乱で殺された国司らの墓である。」同市文化財保護審議会の花蘭正志委員がこのほど開いた隼人文化研究会国分大会で、こんな大胆な仮説を発表した。要旨を紹介する。

文化財保護審議会 花蘭正志委員が仮説

亀の甲遺跡は昭和二十八刀や土師器(はじき)、須年、国分市の向花小学校の 恵器(すえき)、鉄鍬(そ敷地内で見つかった。柄頭く)などが出土した古墳時にC型の輪を三個つなげた代の埋葬地である。三粟頭大刀(さんりゅうのか) 三粟頭大刀は朝鮮半島(んどうたち)など六本の大の廣州市にある五、六世紀



大胆な仮説を述べる花蘭委員



亀の甲遺跡から出土した取っ手付き平瓶

副葬品の平瓶に 8世紀特有の取っ手

たと考えられている。これらの貴重な出土品は隼人の豪族の副葬品という説が一般的だ。

ところが七世紀とされていた須恵器が実は八世紀の品だと最近気付いた。亀の甲遺跡の主眼で唯一国分市立郷土館に保管されている須恵器の平瓶(ひらべ)に八世紀特有の取っ手が付いているからだ。

文献によると、取っ手付き平瓶は八世紀の律令時代の器様式と呼ばれる律令時代の規格品とされる。七世紀

の王陵クラスの古墳などでも出た珍しい大刀で、南九州では発見例がない。一緒に埋まっていた須恵器が七世紀のものであることから、大刀は渡来後に代々伝えられて、七世紀になつて副葬品として使用された。

亀の甲遺跡は隼人に殺害された陽侯史麻呂を葬った墓だ」と推測する。

の平瓶には取っ手がない。このことから亀の甲遺跡は中央で平城京が建設される奈良時代(八世紀)に埋葬が行われた古墳といえる。八世紀には大隅国で一回大きな戦いが起きている。大隅国を設置した和銅六年(七二三年)と大隅守陽侯史麻呂(や)のふとま(七二〇年)の隼人の反乱だ。

その根拠は①取っ手付き平瓶は国衙(が) ②後所IIや郡衙、大きな寺院跡などからしか出ない特殊な品。これを使用したのは国府の役人などの権力者で、隼人ではない③埋葬された主が權威の象徴として大事に伝えられてきた三粟頭大刀を副葬するほど、有力な支配階級の人物である——と思われるからだ。

平成 7 年 7 月 1 日 南日本新聞記事

隼人と日本書紀

原口 耕一郎（吉林大学外国語学院）

1 はじめに

古代南九州の人々は隼人と呼ばれていた。隼人たちは、東北地方の蝦夷^{えみし}と呼ばれた人々とともに、「異民族」として扱われていたことはよく知られている。なお、種子島・屋久島以南の南西諸島の人々も「南島人^{なんとうじん}」として異民族視されていた。では、その「異民族」とはどのような意味であるのか。また、なぜ隼人らは「異民族」として扱われねばならなかったのか。隼人らは『古事記』『日本書紀』『続日本紀』といった、古代国家が編さんした歴史書に登場するが、本稿では「隼人の抵抗 1300 年」という全体的なテーマを踏まえつつ、主に日本書紀に描かれた隼人像がどのようなものであるのか、なぜ隼人は日本書紀にそのように描かれたのか、といったことについて、当時の時代背景と歴史書の文章表現に注目して考えてみたい。

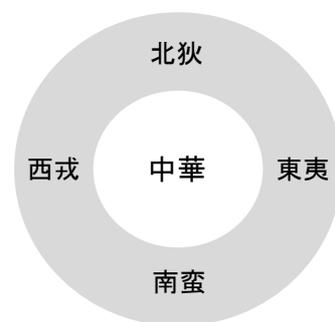
2 天皇制の成立とその論理

さて、具体的な検討に入る前に、いくつかの事柄を確認しておきたい。ここでは天皇制の成立とその意義についてみておこう。日本列島の君主はずっと昔から天皇と呼ばれていたわけではない。かつてそれは大王^{おおきみ}と呼ばれていた。「天皇」という言葉は中国古典に多く登場する中国語であり、歴史上最初に君主号として天皇号を採用したのは、唐^{とう}の第三代皇帝・高宗^{こうそう}（在位 649～683）だとされる。この天皇号の情報がわが国に伝わったのは天武^{てんむ}（在位 673～686）朝だと考えられ、わが国の天皇号については、天武朝の途中か、次の持統^{じとう}（在位 690～697）朝に成立したと理解することが現在の多数説であり、特に天武朝後半から天皇号を採用したとすることが、異説があるものの今日の通説としてよいだろう。日本の天皇制とは、ひとことでいえば中国皇帝制の模倣だということになる。なお天皇制の成立と同時期かこれに少し遅れて、それまで倭^わと呼ばれていた国号を「日本」へあらためたとされる。

ところで東アジア世界においては、皇帝は王より上位に位置する。東アジア世界において、皇帝と王は対等ではない。王は皇帝に任命される存在なのであり、皇帝の臣下として

位置づけられる。かつての倭国の大王は、中国皇帝と同じレベルの存在である天皇となることを目指したのである。古事記や日本書紀をみると、日本列島の歴代君主を天皇と呼び、王とは位置づけていない。これはかつて倭王として中国皇帝より下位にあった歴史的事実を隠ぺいし、日本列島の君主ははじめから中国皇帝に等しい存在であったと主張しているものと理解することができる。

また、天皇制と同じく中国から導入されたものに、華夷思想がある。これは世界を秩序立てるための政治思想であるが、差別の論理に満ちたものであった。世界の中央に位置する華々しい「文明」国家である中華（華夏）を統治する王者には、天が「徳」の高い人物を任命する。これが中華の皇帝である。その王者たる皇帝は、人々を中国的価値観からみて「正しい道」に導く使命がある。皇帝の支配領域の外側には、「文明」や「正しい道」の何たるかを知らない「未開」で「野蛮」な「異民族」が存在する（とされる）が、彼らは夷狄と呼ばれる。すなわち、北狄、東夷、南蛮、西戎の四夷である。むろん彼らは中国的価値観に従わない（とされる）から「未開」「野蛮」だとして扱われるのであるが、これを日本の古代国家も政治理念として取り入れる。



華夷概念図

そうした政治的要請から創り出された存在が、蝦夷であり、南島人であり、隼人であった。日本国天皇が「中華世界に君臨する皇帝」であるためには、日本列島の「辺境」地域には夷狄が存在しなければならない。つまり蝦夷・隼人・南島人とは、華夷思想に基づく夷狄だとして設定された人々なのである。隼人が「野蛮」な「異民族」だとされるのは、この点による。むろんこれはあくまで理念先行型の政策であり、日本列島周縁部の人々の文化的実態とは必ずしも一致しない区分である。極言すれば、タテマエの話にすぎない。

続日本紀文武三年（699）七月辛未条に次の記事がある。「多櫛・夜久・菴美・度感らの人、朝宰に従ひて来りて方物を貢る。〈中略〉その度感嶋、中国に通ふこと、是に始まる」。種子島・屋久島・奄美大島・徳之島（？）の人々が朝廷の役人に連れられ土地の産物をもって朝貢してきた。その中でも「度感嶋」の人々が「中国」によしみを通じてきたのはこれがはじめてである、という。ここでの「中国」とはチャイナのことではない。日本のことを華夷思想に基づき「中国」と呼んでいる。さらにいえば、彼ら南島人は「中国」と対の概念、すなわち夷狄として認識されているものと思われる。

続いて、古事記、日本書紀などが編さんされた奈良時代初めの文体の特徴を確認しておこう。基本的に奈良時代は漢文の時代である。まず古事記であるが、古事記を執筆した人間は和文の文章を目指したかったようであるが、この時代はまだ日本語で文章を書くための文法や表記上のシステムが確立しておらず、古事記は漢字のみで書かれ、漢文の中に和文が混じったような特殊な文体となっている。日本書紀と続日本紀は基本的に漢文で書かれている。ところで、漢文はもちろん中国古典語であり、中国の文章表記法である。漢文で文章を綴る際にはルールがある。『論語』など儒教の聖典で使用される言葉やいにしへの文人たちの名詩名文とされる作品の文章表現を取り入れる、『春秋左氏伝』『史記』『漢書』といった「立派な歴史書」に登場するエピソードを踏まえるなど、いわば典拠主義をとることである。漢文は「由緒正しい言葉」によって綴らなければならない。これは漢文を採用した東アジアの漢字文化圏全体に共通する約束事である。古代日本の文章も、このルールに則^{のっと}っている。したがって漢文を読解する際には、これと逆の手順を踏み、語句や文章の典拠を明らかにすることが必須の作業となる。日本の漢文も例外ではない。

ここまでの整理をもとに、日本書紀における隼人関係記事の具体例をみてみよう。

史料1 『日本書紀』卷第十五 清寧天皇

A [清寧三年(482)] 九月壬子朔癸丑、遣_レ臣・連_一、巡_レ省風俗_一。

B 冬十月壬午朔乙酉、詔、犬・馬・器翫、不_レ得_レ獻上_一。

C 十一月辛亥朔戊辰、宴_レ臣・連_於大庭_一、賜_レ綿・帛_一。皆任_レ其自取_一、尽力而出。

D 是月、海表諸蕃、並遣_レ使進調。

E 四年(483) 春正月庚戌朔丙辰、宴_レ海表諸蕃使者於朝堂_一、賜_レ物各有_レ差。

F 夏閏五月、大酺五日。

G 秋八月丁未朔癸丑、天皇親録_レ囚徒_一。

H 是日、蝦夷・隼人並内附。

I 九月丙子朔、天皇御_レ射殿_一、詔百寮及海表使者射。賜_レ物各有_レ差。〈後略〉

a 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

開皇元年(581) 二月〈中略〉、乙丑、追尊皇考爲武元皇帝、廟號太祖、皇妣爲元明皇后。遣八使巡省風俗。〈後略〉

b 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇元年〕三月〈中略〉、丁亥、詔犬馬器玩口味不得獻上。〈後略〉

c 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇二年（582）〕十月癸酉、皇太子勇屯兵咸陽、以備胡。庚寅、上疾愈、享百僚於觀德殿。賜錢帛、皆任其自取、盡力而出。辛卯、以營新都副監賀婁子幹爲工部尚書。

d ※特にない。

e 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇四年（584）〕八月甲午、遣十使巡省天下。戊戌、衛王爽來朝。是日、以秦王俊納妃、宴百僚、頒賜各有差。壬寅、上柱國、太傅、鄧國公竇熾薨。丁未、宴秦王官屬、賜物各有差。〈後略〉

f 『後漢書』本紀一 顯宗孝明帝紀第二

〔永平十五年（72）〕夏四月庚子、〈中略〉令天下大酺五日、〈後略〉

g h 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇四年〕九月甲子、幸襄國公主第。乙丑、幸霸水、觀漕渠、賜督役者帛各有差。己巳、上親録囚徒。庚午、契丹內附。〈後略〉

i 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇六年（586）〕九月辛巳、上素服御射殿、詔百僚射、賜梁士彥三家資物。〈後略〉

アルファベットのAは、日本書紀清寧天皇三年九月から同四年九月までの一年間の記事である。Aは高官を派遣し、地方を巡察させたとの記事。Bは「犬・馬・玩弄物を献上してはならない」という^{みことのり}詔についての記事。Cは高官と宴会を催し、綿や絹を与えた、皆、自分が持てるだけ持って退出したとの記事。Dは海外の諸国が朝貢してきたとの記事。Eは朝貢してきた海外の使者たちに対して宴会を催し、各々に応じた賜物があったとの記事。Fは大宴会が五日間続いたとの記事。Gは「天皇」が自ら囚人を詮議したとの記事。Hは蝦夷と隼人が共に帰属したとの記事。Iは「天皇」が射殿に出御し、詔を發布して官僚や海外の使者に弓を射させた、各々に応じた賜物があったとの記事。

対して小文字のa～iは、これまでの研究でA～Iの文章の典拠だと指摘された中国史書の記事である。一読して日本書紀の記事は、中国史書を模倣して書かれたものだと分かる。というよりも、A～Iはa～iに基づく創作記事だと考えられている。つまり、この一年間の記事すべてが、歴史的事実を伝えるものとは理解しがたいのである。なおDに

については直接的な典拠の指摘はないが、同記事に用いられた言葉は、華夷思想に関わる用語である。そこでHについてみてみよう。GHは明らかにg hを模倣して書かれた記事である。日本書紀では「清寧天皇」が、その参照元である隋書では「上」(皇帝のこと、ここでは隋の初代文帝)が「親ら囚徒を録」し、また蝦夷・隼人／契丹が内附したという。契丹は中国東北部から中央アジアにかけて活躍した人々で、遊牧や狩猟を主な生業としたというが、夷狄だとされた。ようするに、蝦夷や隼人は中国における契丹と同様の存在だとして考えられていることが分かる。隼人はまさに中国風の夷狄だとして認識されているのである。この記事において清寧は、夷狄をも従え「中華世界の王者」として君臨していることになる。いわば「日本」国「天皇」は中国皇帝と同じレベルの存在だと、日本書紀は主張しているものと思われる。他の記事も同様であろう。つまり、この清寧三年から四年にかけての記事全体が、中国皇帝の行事や中国史書の体裁を模倣して創作されたものであり、それは清寧に中国皇帝的な色彩を施そうとしたものであろう。

さらに次の例をみてみよう。

史料2 『日本書紀』 卷第十九 欽明元年 (540) 欽明天皇

三月、蝦夷・隼人、並率衆帰附。

『冊府元龜』 卷之一百七十 帝王部 来遠

〔太宗貞観〕 二十二年 (648)、西蕃沙鉢羅葉護率衆帰附。〈後略〉

『冊府元龜』 卷之九百七十七 外臣部 降附

〔太宗貞観〕 二十二年二月、西蕃沙鉢羅葉護率衆帰附。〈後略〉

『旧唐書』 本紀第三 太宗下

〔貞観二十二年〕 二月〈中略〉癸丑、西蕃沙鉢羅葉護率衆帰附。〈後略〉

旧唐書は中国の歴史書、冊府元龜も中国の歴史書の一種である。沙鉢羅葉護とは突厥の一部族の首領だという。突厥はテュルク (トルコ) 系遊牧民だとされるが、「西蕃」(西方の蛮族) だとして位置づけられており、夷狄であった。これら記事は蝦夷・隼人 (の首領) / 沙鉢羅葉護が、それぞれ部族の民を率いて日本国天皇 / 唐の皇帝に帰附 (帰属) してきたという内容であり、史料1の例と同様に理解できるものである。ここでも蝦夷や隼人は夷狄だとして認識されていることになる。

3 日本書紀編さん時における南九州と隼人

ここでは、古事記（712年成立）、日本書紀（720年成立）編さん時における南九州あるいは隼人情勢を確認したい。日本書紀による限り、7世紀末までの南九州情勢は比較的平穏である。しかし、7世紀最末期から不穏な情勢となり、8世紀はじめにかけて軍事衝突さえ発生するようになる。

天武十一年（682）秋七月、隼人が来朝し「朝貢」を行い、大隅隼人と阿多隼人が相撲を行った（『日本書紀』天武十一年秋七月甲午条）。その後、天武の葬送儀礼において隼人は弔辞を奉る儀礼を行い（同朱鳥元年（686）九月丙寅条、同持統元年（687）五月乙酉条）、下賜品があり（同持統元年七月辛未条）、さらに持統年間においては、隼人居住地に僧を送り仏教を伝えよとの詔が出され（同持統六年（692）閏五月己酉条）、また朝貢に関する記事がある（同持統三年（689）春正月壬戌条、同持統九年（695）五月乙未条・丁卯条）。

以上のように、7世紀末までの対南九州／隼人情勢は、少なくとも表面上は平穏であるのだが、文武（在位 697～707）朝に入る頃から、状況が変わりはじめる。まず文武年間に、南島に派遣された政府の使者を南九州の豪族が脅迫するという事件が発生し、政府は竺志惣領（大宰府の前身機関）に命じてこれを処分させる（『続日本紀』文武四年（700）六月庚辰条）が、そもそも派遣に際して、政府が使者団に武器を支給していることが注目される（同文武二年（698）四月壬寅条）。これら南九州の豪族は隼人の首長層であったと考えられ、政府の南九州支配が強まることへの反発として発生した事件であろうと考えられる。

続いて大宝二年（702）には、薩摩国成立に際して「反乱」が起き、政府と隼人の間に軍事衝突が発生している。続日本紀大宝二年八月丙申朔条には「戸籍を調べ役人を置いた」とあるように薩摩国と多禰嶋（この場合の「嶋」は「国」に準ずる行政単位のこと。主に現在の種子島と屋久島を中心とした行政単位だったと考えられる）の成立に関する記事であるが、「兵を發して征討」する事態となっている。その後、戦後処理がなされているが、「要害の地」に「施設を造り守備兵を置く」ことが建議され、許可されている（同大宝二年九月戊寅条・十月丁酉条）。この「反乱」も大局的に見れば、政府の支配が強まることへの、地域社会の反発および抵抗のあらわれだと考えられる。

さらに和銅六年（713）には、薩摩国同様大隅国成立に際しても「反乱」が起き、政府・隼人間の軍事衝突ののち、豊前からの移民政策が採られている。まず同年四月に日向国が

ら四郡をさいて大隅国が設置される（同和銅六年夏四月乙未条）が、同年七月には「隼賊」
との戦いで功績をあげた軍士への褒賞がなされており（同和銅六年七月丙寅条）、大隅建国
に際して軍事衝突が発生したことが確認できる。また、隼人は「道理に暗く荒々しく」「い
まだ法令に従わない」という状態であるため、豊前からの移民に隼人を教導させるのだと
する（同和銅七年（714）三月壬寅条）。

そして養老四年（720）には、大隅国守（大隅国の長官）が殺害されるという最大にして
最後となる隼人の「反乱」が起こり、戦闘が一年数ヶ月間にも及ぶという事態となる。ま
ず養老四年二月末に隼人「反乱」の急報が届き（同養老四年二月壬子条）、政府側の反応は
早く三月はじめには大伴旅人を司令官とした「征討」軍の編成がなされた（同養老四年三
月丙辰条）。その後、「乱」の経過を伝える史料もあるが（同養老四年六月戊戌条・八月壬
辰条）、養老五年（721）七月に至りようやく戦いが終結する（同養老五年七月壬子条）。さ
らに有功者への褒賞や南九州三国への負担軽減措置などの戦後処理がなされている（同養
老六年（722）四月丙戌条、同養老七年（723）四月壬寅条）。以上が、史料上確認される最
後の「隼人の反乱」である。

ここで、隼人の「反乱」がどのような文章表現を用いて記されているのか、奈良時代の
歴史書である続日本紀から一例をみてみよう。

史料3『続日本紀』卷第八 養老四年六月戊戌条 元正天皇

詔して曰はく、「蛮夷、害を為すこと古より有り。漢、五將に命せて驕れる胡を
臣服せしめ、周、再駕を勞して荒ぶる俗を來王かしめき。今、西隅の小賊、乱を怙
み化に逆ひて屢良民を害ふ。因て持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰
旅人を遣して、その罪を誅罰ひ彼の巢居を尽さしむ。兵を治め衆を率て兇徒を剪り
掃ひ、酋帥面縛せられて命を下吏に請ふ。寇党叩頭して争ひて敦風に靡く。〈後略〉」

とのたまふ。

前述の養老4年の隼人「反乱」に際しての天皇の詔勅で、おおよそ次のような内容である。「野蛮な夷狄が良民を害することは昔からあった。中国の漢王朝や周王朝ではおごれる蛮族を平らげた。いま日本列島西端の賊（隼人のこと）が王風にさからっている。よって大伴旅人を司令官とし、隼人のまるで巢のような住処を一掃させた。隼人の首領は縛られたうえ下級官僚に命乞いをする有様で、賊どもは頭を地に叩きつけあらずって王風になびこうとしている」などと述べている。ここでは中国王朝が夷狄を平らげた故事を引いてお

り、隼人の首領を「酋帥」と呼んでいる。中国史書をみると、吐谷渾、獠、突厥など漢族が夷狄だとする人々の首領を「酋帥」と呼んだ例があり、ここでも「酋帥」は「蛮族の酋長」といった意味である可能性が高い。

さらに隼人の住居を「巢」と呼んでいるが、日本書紀のヤマトタケル東征説話に次のような話がある。クマソを「征伐」して帰京したヤマトタケルに景行天皇が蝦夷「征伐」を命じるが、蝦夷は強敵であると注意をうながす。

史料4『日本書紀』卷第七 景行天皇四十年秋七月

〈前略〉其の東夷の中に、蝦夷は是尤も強し。男女交り居、父子別無し。冬は則ち穴に宿ね、夏は則ち櫟に住む。毛を衣、血を飲み、昆弟相疑ふ。山に登ること飛禽の如く、草を行くこと走獸の如し。恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。是を以ちて、箭を頭髻に蔵し、刀を衣の中に佩き、或いは党類を聚めて境界を犯し、或いは農桑を伺ひて人民を略む。撃てば草に隠れ、追へば山に入るときく。故、往古より以来、未だ王化に染はず。〈後略〉

東夷の中でも蝦夷はもっとも強い。男女は雑居し、父子の区別もなく、冬は穴の中に寝て、夏は木の上の巢に住む。毛皮を着て、生血をすする。兄弟は互いに疑い合い・・・などと蝦夷の様子が説明されている。ところで、この記事に非常によく似た文章がある。

『礼記』礼運第九

〈前略〉昔者先王未だ宮室有らず、冬は則ち營窟に居り、夏は則ち櫟巢に居る。未だ火化有らず、草木の実、鳥獸の肉を食ひ、其の血を飲み、其の毛を茹ふ。未だ麻絲有らず、其の羽皮を衣る。〈中略〉以て君臣を正し、以て父子を篤くし、以て兄弟を睦じくし、以て上下を齊へ、夫婦所有り。〈後略〉

礼記は儒教の聖典のひとつであるが、その礼運という章の一節である。昔、王たちにもまだ家屋がなかった頃、人々は冬は穴に住み、夏は木の枝で作った巢に暮らしていた。いまだ火を用いることが知られておらず、果実や鳥獸の肉をナマで食べ、その血を飲み、毛までも食べていた。いまだ麻や絹も知らなかったから、鳥獸の羽や毛皮を着ていた。しかしその後には火の利用が知られ、聖王たちの時代になると、「文明」が発達し、中国的な「礼」が制定されていき、君臣、父子、兄弟、夫婦の秩序が形成された。前述のヤマトタケル説話は、明らかに礼記の文章／思想を踏まえている。蝦夷は中国的価値観からみて「文明化」される以前の、「未開」で「野蛮」な存在だと描写されている。礼記や蝦夷の例から「巢」

に住むという表現は、「文明」とはかけ離れた「未開」で「野蛮」な状態を象徴した表現だと考えられる。したがって続日本紀のこの詔勅においても、隼人を「未開」で「野蛮」な夷狄として認識しているものと思われる。

ここまで確認してきた通り、日本書紀編さん時にあたる8世紀はじめには、対南九州／隼人政策は緊迫の度合いを強め、軍事衝突さえ発生する状況であった。したがって政府とすれば、南九州支配あるいは隼人支配を正当化するイデオロギーの構築が必要であったと考えられる。

では、その「イデオロギー」とはどのようなものであったのだろうか。それを次に見てみよう。

4 日向神話の中の隼人

古事記は上・中・下の全3巻で構成されており、そのうち上巻で神話が語られる。日本書紀は全30巻であるが（他に系図1巻があったとされるが、現在は伝わらない）、巻1～2が「^{じんたいき}神代紀」と呼ばれ、神話が語られている。

さて、ニニギノミコトが「日向の高千穂」にくだったという天孫降臨から、ニニギが「クニマギ」を行いながら「カササのミサキ」にたどり着き、そこで在地の女神であるコノハナサクヤヒメと出会い結ばれ、両者の子である海幸彦と山幸彦の物語があり、山幸彦の子孫である神武の東征への旅立ちまでが語られる日向神話は、南九州を舞台としている。その中で、兄の海幸彦は隼人の祖先だとされ、弟の山幸彦は天皇家の祖先だとされている。これら日向神話のストーリーは、細部はともかく大筋は古事記も日本書紀もほとんど変わらない。なおクニマギとは、王が国境を見回り支配を宣言する政治的／宗教的儀礼である。

いわゆる海幸山幸神話はとても有名であるが、ここであらためてその内容を大まかに確認しておこう。

ニニギとコノハナサクヤヒメの子である兄の海幸彦（隼人の祖先）と弟の山幸彦（天皇家の祖先）の兄弟は、それぞれ釣針と弓矢を交換し、漁／猟にでる。ところが山幸彦は海幸彦の釣針を失くしてしまう。山幸彦は剣をつぶして釣針を作り謝罪するが海幸彦は「もとの釣針でなければダメだ」と言って受け取らない。途方に暮れた山幸彦は海神の宮へ行き、歓待され失くした釣針を見つけ、海神から潮を満たす珠と潮を引かせる珠を受け取る。地上に戻った山幸彦は、攻めてきた海幸彦を珠の呪力で溺れさせる。

懲らしめられた海幸彦は、山幸彦に仕えることを誓う。

これが海幸山幸神話の大まかなストーリーであるが、注目すべきは、隼人の祖先である海幸彦が、天皇家の祖先である山幸彦に反抗的な態度をとったため、懲らしめられたうえ、隼人が天皇に使えるようになった由来が語られているという点である。

では、古事記と日本書紀において、隼人の祖先である海幸彦はどのような文章表現で描かれているのか、確認しよう。

まず古事記上巻においては、「荒き心」を起こして攻めてきた海幸彦を、山幸彦は珠の呪力により溺れさせ屈服させる。海幸彦は「稽首」して赦しを乞い、以後、山幸彦の「守護人」として仕えることを誓う。そして溺れたときの「種々の態」を今に至るまで演じていると、すなわち隼人舞の起源が語られる。なお「稽首」とは仏典語であり頭を地につけ敬礼することだという。また、奈良時代から平安時代にかけて、隼人が王権儀礼において「風俗歌舞」を行うことが史料上確認できる。これがいわゆる隼人舞である。

次に日本書紀の同じ場面を見てみよう。日本書紀は神代紀のみ、^{あるふみ}「一書」という異伝が記されている。日本書紀本書では、「罪に伏」して赦しを乞う海幸彦は、今後は「俳優の民」となることを誓う。ここでも隼人の風俗歌舞奏上の起源が語られている。同じく第二の一書では、「罪に伏」して赦しを乞う海幸彦は、今後は「^{わぎひと}俳人」「^{いぬひと}狗人」となり山幸彦に仕えることを誓い、また、山幸彦の「神徳」を知る。さらに海幸彦の子孫である「^{もろもろ}諸の隼人等」が、天皇の宮に狗として奉仕すること、すなわち隼人の狗吠の起源が語られる。奈良時代から平安時代の史料を見ると、隼人は王権儀礼において「犬声」を発することになっており、呪術的な避邪の効果が期待されていたようである。

以上、海幸山幸神話に登場する隼人について確認したが、そこでは、「伏罪」などと隼人に対する懲罰的とも言いうる文章表現があることに注目したい。天皇家の祖先である山幸彦に従わなかった、隼人の祖先である海幸彦は、屈服させられ罪に伏して赦しを乞い、永遠の服従を誓った。隼人が天皇に従うべきことは、遙か神代に定まったことなのである。

ここで古事記の成立が712年、日本書紀の成立が720年であることをあらためて思い起こしたい。本稿第3章や次ページ以降の年表でみる通り、古事記や日本書紀が編さんされた時代には、南九州情勢が緊迫化し、軍事衝突さえ起こる状況であった。そのような時代に編さんされた両書の日向神話／海幸山幸神話において、天皇家の祖先であるニニギがクニマギを行い南九州支配を宣言し、隼人の祖先である海幸彦が上述のように描かれている

宮 都	君 主	西 暦	和 暦	特 記 事 項	備 考	
飛鳥小墾田	皇極／孝徳	645	大化1	乙巳の変、皇極譲位、孝徳即位	中大兄皇子(天智)、中臣鎌足ら蘇我氏を滅ぼす	
難波長柄豊碕	孝徳	646	大化2	大化の改新	改新の諸政策	
		647	大化3			
		648	大化4			
		649	大化5			
		650	白雉1			
		651	白雉2			
		652	白雉3			
		653	白雉4			
		654	白雉5	孝徳死去。吐火羅国の人々が日向に漂着		
飛鳥川原	齊明	655	齊明1	齊明重祚	唐・新羅連合軍により百済滅亡	
後飛鳥岡本		656	齊明2			
		657	齊明3			
		658	齊明4			
		659	齊明5			
		660	齊明6	百済滅ぶ		
		661	齊明7	齊明死去、天智称制		
難波長柄豊碕	天智称制	662	天智1	白村江の戦い	唐・新羅連合軍に大敗 この頃、国内の防御施設を整備する	
		663	天智2			
		664	天智3			
		665	天智4			
		666	天智5			
		667	天智6			
近江大津	天智	668	天智7	天智即位、高句麗滅ぶ 中臣鎌足に藤原の姓を与える	唐により高句麗滅亡	
		669	天智8			
		670	天智9			
		671	天智10			天智死去
飛鳥浄御原	大友／天武	672	天武1	壬申の乱	大海人皇子(天武)、大友皇子(天智の息子)を滅ぼす	
	天武	673	天武2	天武即位	この頃、天皇号成立か。この頃、『古事記』『日本書紀』編纂開始か	
		674	天武3			
		675	天武4			
		676	天武5			
		677	天武6	種子島人朝貢		
		678	天武7	種子島に使者派遣		
		679	天武8			
		680	天武9			
		681	天武10	律令の編纂開始、帝紀・上古諸事の検討作業を開始、種子島への使者帰朝、種子島人をもてなす		
		682	天武11	隼人の朝貢開始		隼人の「初見」記事か(『日本書紀』)
		683	天武12	種子島への使者帰朝		
		684	天武13			
		685	天武14			
686	朱鳥1	天武死去、持統称制				
藤原	持統称制	687	持統1	飛鳥浄御原令頒布 持統即位	この頃、日本国号成立か	
		688	持統2			
		689	持統3			
		690	持統4			
	持統	691	持統5	中央豪族に墓誌を提出させる		
		692	持統6	大隅と阿多に僧侶を派遣		
		693	持統7	年未、藤原京に遷都 種子島に役人を派遣		
		694	持統8			
		695	持統9			
		696	持統10			

宮 都	君 主	西 曆	和 曆	特 記 事 項	備 考	
藤原	持統／文武	697	文武1	軽皇子立太子、持統譲位、文武	この頃までに、令制日向国成立(薩摩・大隅国域を含む) この頃までに、薩摩国が日向国から分立	
	文武	698	文武2	日向国に朱砂を献上させる。南島に覓国使を派遣		
		699	文武3	南島人朝貢。南九州の人々、覓国使を襲撃。		
		700	文武4	覓国使を襲撃したものを処罰		
		701	大宝1	大宝律令成立		
		702	大宝2	薩摩と種子島の「反乱」を鎮圧、持統死去		
		703 704 705 706	大宝3 慶雲1 慶雲2 慶雲3			
	文武／元明	707	慶雲4	文武死去、元明即位		
	元明	708 709	和銅1 和銅2	隼人朝貢		隼人「教導」のため、豊前国から大隅国へ移民。南島人朝貢。 隼人「反乱」か 国史を編集させる
		710	和銅3	平城京に遷都。日向国に采女、薩摩国に舍人の貢上を命ず。		
		711 712	和銅4 和銅5	『古事記』成立		
713		和銅6	大隅国が日向国から分立			
714		和銅7	隼人「教導」のため、豊前国から大隅国へ移民。南島人朝貢。			
平城		元明／元正	715	靈龜1	元明譲位、元正即位	
		元正	716 717	靈龜2 養老1		
	718		養老2	藤原不比等に養老律令を編纂させる。		
	719 720 721 722 723		養老3 養老4 養老5 養老6 養老7	『日本書紀』成立		
	724		神龜1	元正譲位、聖武即位		
	聖武		725 726 727 728 729	神龜2 神龜3 神龜4 神龜5 天平1	南島人朝貢	
			730	天平2	大隅・薩摩両国で班田制の実施を断念	

ことは、両書編さん当時の政治情勢と決して無関係ではないだろう。

5 おわりに

本稿では「隼人の抵抗 1300 年」という本シンポジウムの全体テーマに沿いながら、日本書紀を中心とした日本古代の歴史書の中で隼人がどのように描かれているのか、その文章表現と当時の政治情勢を踏まえつつ考察を行った。

1300 年前の「隼人の抵抗」そのものについては、他の論者が詳しく論じられるであろうから、本稿では当時の王権／政府が、南九州／隼人をどのように認識し、どのような文章表現でもって歴史書に記したのかという、いわば当時の「政治思想」「イデオロギー」を明らかにすることに重点を置いた。したがって、本資料集の諸論考と合わせて本稿を読みたい。

本稿の結論めいたことを簡潔に述べるなら、日向神話を含め日本書紀に描かれた隼人像は、日本書紀編さん時の政治情勢、あるいは当時の王権／政府の南九州／隼人の認識と密接に関わっていると考えざるを得ない、というものである。

主な参考文献

- ・新編日本古典文学全集『古事記』（小学館、1997 年）。
- ・新編日本古典文学全集『日本書紀① - ③』（小学館、1994 - 1998 年）。
- ・新日本古典文学大系『続日本紀一 - 五』（岩波書店、1989 - 1998 年）。
- ・吉井巖「日向神話」（『国文学一解釈と教材の研究一』23 - 14、1978 年）。
- ・山田英雄『日本書紀』（教育社歴史新書、1979 年）。
- ・関口明『蝦夷と古代国家』（吉川弘文館、1992 年）。
- ・中村明蔵『新訂 隼人の研究』（丸山学芸図書、1993 年）。
- ・中村明蔵『隼人と律令国家』（名著出版、1993 年）。
- ・永山修一「日向国の成立」（宮崎県編『宮崎県史 通史編 古代 2』、1998 年）。
- ・米谷匡史「古代東アジア世界と天皇神話」（大津透ほか『日本の歴史第 08 巻 古代天皇制を考える』、講談社、2001 年）。
- ・吉田一彦「天皇制度の成立と日本国の誕生」（同『古代仏教をよみなおす』、吉川弘文館、2006 年）。

- ・末木文美士『日本宗教史』（岩波新書、2006年）。
- ・神野志隆光『漢字テキストとしての古事記』（東京大学出版会、2007年）。
- ・永山修一『隼人と古代日本』（同成社、2009年）。
- ・原口耕一郎『隼人と日本書紀』（同成社、2018年）。
- ・始良市誌編集委員会編『始良市誌 第1巻 先史・古代編 自然編』（2019年）。

隼人がこもった古代の城

池畑 耕一（日本考古学協会）

養老4年（720）に隼人が大隅国守を殺害するという事件が起こる。それを鎮圧するために朝廷は大伴旅人を征夷大將軍とする1万人を超える大軍勢を送ってきた。その中には薩摩・大隅国を含む九州の兵が多く含まれていたようである。その時、隼人は7か所の城にこもったと八幡宇佐宮御託宣集（14世紀初頭に成立）は記している。奴久良（ぬくら）・幸原（さちはら）・神野（かみの）・牛屎（うしくそ）・志加牟（しかむ）・曾於乃石城（そおのいわき）・比売乃城（ひめのき）の七城である。このうち5か所の城は早い時期に鎮圧されたが、曾於乃石城と比売乃城の2城は、簡単には朝廷方の攻撃に屈せず1年数か月もの長い間立てこもったという。

この七城がどこにあったのかという探索は多くの研究者によって研究されているが、いまだ解決はされていない。まずその研究史を追ってみたい。

1 隼人七城の研究史

最初にこの問題に触れたのは江戸時代後期の薩摩藩の国学者、白尾国柱^{（註1）}である。白尾は地理書「甕藩名勝考」で曾於の名城は隼人城（今の霧島市国分城山公園）、比売の城は姫城（霧島市国分姫木と隼人町姫木）だとし、奴久良は奴久美、幸原は桑原の誤字なるへしとする。姫城は瀬織津姫にちなむとし、前を流れる川（今の天津川）を姫城が浦というとし記している（白尾：1795）。次に、吉田東伍は『大日本地名辞書』中国・四国・西国編で、白尾と同じように曾於の石城は隼人城、比売の城は姫城だとし、奴久良は奴久美、幸原は桑原だろうとしている。また、そのほかの名は今は伝わっていないと記している（吉田：1900）。喜田貞吉は『日向国史』で、その比定地を検討し、曾於の石城は隼人城、比売の城は姫城だとし、牛屎は伊佐郡の地（大口）だとしている（喜田：1943）。

国分郷土誌は、隼人七城に関しても記している。白尾と同じく、曾於の名城は隼人城、比売城は姫木城・比売妓・姫妓などと呼ばれる姫城に充てている（国分市役所：1973）。奴久良も白尾と同じく奴久美とし、隼人町野久美田・曾於郡野々見・宮崎県北諸県郡野々美を充てている。幸原は久波々良と充て、桑原郡（国分から始良郡北西部）に想定する。神野は横川院上之村、牛屎は大口の牛屎院、志加牟は比志加利に充てている。

同年、乙益重隆は『古代史講座』月報で牛屎城を伊佐市大口城に充てた。（乙益：1973）

中村明蔵・上村俊雄が『隼人文化』第3号でこの問題について記している。中村は「国分市城山・姫城」と題し、曾於乃石城と比売乃城を城山と姫城に比定している（中村：1977）。上村は「隼人の城について」と題し、曾於乃石城を城山、牛屎城を伊佐市の大口城でなく原田の忠元丘陵に比定した（上村：1977）。

1979年に市来家隆は『隼人文化』第5号で、七城について検討した（市来：1979）。七城は「現在の始良郡・国分市および隼人町の国分郷地域付近にしぼって考えたほうが真に近い」とし、曾於乃石城と比売乃城は従来通り、城山と姫城に、奴久良は野久美とし、隼人の野久美田にある生別府城あるいは牧園町の中福良とした。幸原は桑原郡の桑善、または清水城と

このように曾於乃石城と比売乃城はほぼ確定しているが、他の 5 城については候補が挙げられたものもあるが、多くは検討すらされていないのが現状である。以下、現地を見てのそれぞれの状況を考えてみるが、その前に「隼人の乱」が起こった頃の周辺遺跡と、国府周辺の環境について触れる。

2 飛鳥時代頃の集落と墓

国分平野は今でこそ広い平野で、多くの宅地が建ち並ぶ街であるが、その多くは江戸時代の干拓地で、また河川改修による耕地拡大によるもので、古墳時代の遺跡は山裾にすがりついた狭い台地上の場にしかない。多くはやや内陸に入った台地上にあったものと思われ、今のところその様相ははっきりしない。城山山頂にはある程度の集落があるが、後期までは続かない。その中で、城山の麓（金剛寺跡周辺の夕日が丘公営住宅となっている所）にある妻山元遺跡は飛鳥時代の大きな集落で、一部の調査のため全容は不明だが、竪穴住居跡が 12 軒、土坑 11 基があり、出土した須恵器や土師器の年代から 7 世紀頃の集落であるが、なぜかそのあとに続かない。他に旧隼人町小田遺跡で 8 世紀の竪穴住居跡 1 軒が発見されているが、拠点となるような大きな集落はない。

時代がやや遡るが、のちに大隅国府の置かれた府中の高台に 6 世紀後半の墓が造られている。現在、向花小学校のある場所でその位置などがはっきりしないが、6 か所ほどの墓坑があり、それぞれの墓からは鉄製の刀や矢じりなど当時の鹿児島湾奥部としては豊富な副葬品をもっている。亀の甲遺跡と呼ばれ、中でも三累環頭太刀と呼ばれている刀は朝鮮半島製の国内でも出土例の少ないものである。こうしたものを持ち得た人物がこの近辺に居たのだが、その居住地ははっきりしない^(註2)。当時、大隅地域では最大の力を持っていた人物だったのかもしれない。

3 大隅国府周辺の環境

大隅国府に比定されている国分府中は、今では北側を手籠川が流れ、南側など三方を水田に囲まれた島状に小高い地形を呈している。南北 400m、東西 600m ほどの東西に長く、周辺より 8m ほど小高い微高地である。当時、この地形は今といくらか違った。大きな違いは川の流れである。当時はこの高い部分の南と東にも川が流れていた。南には天降川が、東には手籠川が。東側の川は今でも日豊本線沿いに小川（鼻連川）が流れているが、当時はもう少し西側にあり、もう少し広がったに違いない。その周りには今も「奈良田」という地名があるが、当時は水田が広がっていたのだろうか。

4 曾於乃石城に残された遺構

曾於乃石城はいずれの研究者も現在の霧島市国分城山公園であるとしている。ここは標高 192m で、西に向かって突き出した尾根状の地形である。南・西・北は岩壁となっており、東側だけが頸状に狭く隣の山につながっている。周囲から見ると、高く見上げねばならない地形となっており、近寄りがたい。山頂部は東西 220m、南北 200m と平坦地が広く、頂部から少し降りたところにはシラスと岩盤との間から水が湧き出ている。室町時代から隼人城と呼ばれていた。

東側の唯一、外から入れる場所には壕が掘られている。今では新しい道によって 2 か所が

切られているが、幅約 8m、深さ 6～8mで、長さ 300mほどが残っている。この壕が今の道にあたるあたりで緩やかに頂部に上がっているが、いっぽうではまっすぐ延びた部分がある。この部分は岩盤を削って道状に造っており、その先は絶壁となっている。この端の西側は溝状に穿っており、扉のあった可能性がある。これを門だと思い突破すると、その先は千尋の谷である。橋木城にも似たものがある。東側から見えるのだが、今では草木が生い茂り、よく見えない。

西側の今、搦手門と呼ばれている場所は市街地からの丘陵が城に最も近づいている場所である。城側の岩壁を幅 2.0～2.2mほど削り、そこを階段状に削っている。約 20m、まっすぐ登り、そこからL字状に左側へ曲って、山頂へ登っている。階段脇には径 10 cmの杭の跡と思われる彫り込みがある。岩壁の端近くには門柱痕と思われる溝状の掘り込みが左右に 2 か所ずつ彫られており、その中には鋸痕かと思われる 2 個一対の穴が 3 段ある。門の柱は一辺 40cm の方形である。岩壁の削り痕は今でも確認できる。市街地からの丘陵との間は 10mほどだが、ここは石垣で両側を支えた土橋が造られている。山頂から門へ下る途中に水の湧き出ている場所があるが、他にも 2 か所ほど湧水点はあるという。

頂部では城山公園の造成に伴って発掘調査が行われ、掘立柱建物・柵列等の柱跡と思われるものなどが発見され、当時のものと思われる土師器や須恵器なども出土しており、掘立柱建物跡や柵列などもあるが、この戦いの時期に伴う遺構なのかはっきりしない（平田ほか：1985）。ここで発見された貯蔵穴からは多量の炭化米が出土している。古代のものであれば、備蓄米の可能性も想定できる。

この城は城を「キ」と読ませている。城を「キ」と読ませるのは古代に限られる。

狩野久は、古代には「城」と書いて「キ」または「サシ」と読むといい、これはいずれも漢字の音ではなく百濟の古い音だという。だから、「日本の古代の城は百濟の兵法博士の指導のもとに造られた」と『日本書紀』に出てくると言っている。「城」も「基」も「キ」の万葉仮名で、基肆城・鬼ノ城を例に挙げている（狩野：2004）。

熊谷公男は「キ（城・柵）」は防御施設を指し、稲城・茨城・石城などは、稲東・イバラ・石垣などの柵に囲まれた防御施設を指しているという。東北の城柵も古くは柵（キ）と表記し、宮城県の高賀城は 737 年には「高賀柵」と表記され、のちに高賀城に変化したという（熊谷：2020）。他にも宮城県や、茨城県の茨城町・結城郡、福島県の石城（今はいわき市）などに地名が残っている。いっぽう、西日本では城を「キ」と読ませしており、福岡県の水城や、奈良県磯城、山口県長門城、香川県の城山、佐賀県の基山・小城などがあり、熊本県益城・宇城などもその例であろう。「日本書紀」に出てくる備後国の常城・茨城も同じである。

続日本紀大宝二年十月条（702）によれば唱更国司（今薩摩国也）らが「国内要害之地に於て柵を建て戍を置きて之を守らむ」と建言し、許されたという。この頃、隼人は中央の命に逆らったという記事が多く出てくる。こうして造られた柵のいくつかは、当時日向国であった曾乃石城や比売乃城などではなかろうか^(註3)。あとで記すが、橋木城も同様かもしれない。そうであるならば、こうした城はすでに 8 世紀初頭にはできていた可能性がある。なお、「八幡宇佐宮御託宣集」では「會於乃石城」と書かれているが、養老年間には「會乃石城」あるいは「會石城」と書かれていたものと思われる。



曾於乃石城 遠景(西から)



西口



東側壕

5 比売乃城に残された遺構

旧隼人町と国分市にまたがる姫木にある姫木城は、早くからその地名が一致することから「比売乃城」に比定されている。比売妓城・姫城とも呼ばれていたらしい。国分平野に北側から延びた丘陵でほとんど四方を岩壁に囲まれている。遠くから見ると一つの丘陵のように見えるが、この山は斜めに入る谷によって大きく2つの丘陵に分かれている。

東南側の丘陵はさらに途中の谷によって南側と北側に分かれる。南側の南端は国司岳と呼ばれ、その麓に「阿多石」と呼ばれる巨石がある。北側の頂部は幅が極端に狭く、一人が立つのがやっとである。したがって、これは造りかけの土塁ではないかと思われる。

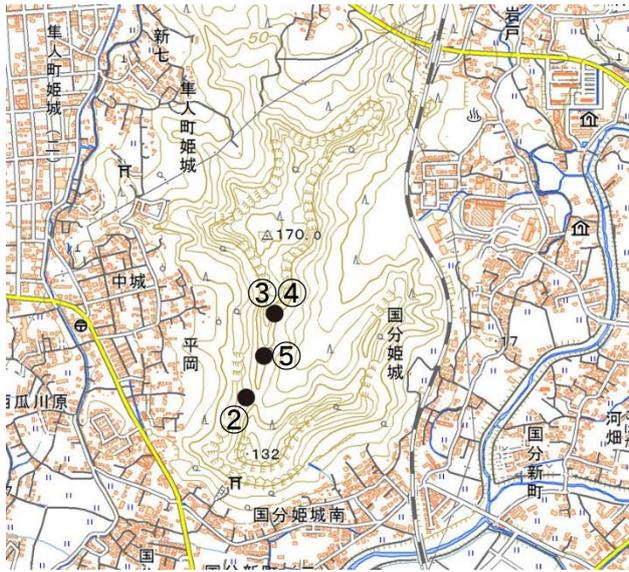
西北側の丘陵は南北に長く約500m、東西の幅は約200m、絶壁との間が2~3mしかない場所もあるが、広い所は20mほどある。頂部は割と平坦だが、その中でも高低差があり標高は約140mだが、最高丘は169.9mある。

ここに南西側から登ると、目前に岩壁があり、その間のやや低い所に土塁状の絶壁がある。土塁は基盤の幅が約10m、高さが5~6mある。この土塁を幅120cmほどに切り、入口としているが、ここへ行く途中には岩盤を削った階段がある。入口はこの北側10mほどの所にもあり、この片側には崩れかけているが、石垣風の石積みがある。入口を超えて北へ進むと、やがて目の前に屏風状の切り立った大きな岩盤があり、目の前がふさがれる。屏風岩状の岩盤は「金吾石」という伝承があり、その上には用途がはっきりしないが、0.6m×2.4mの長方形をした窪みが彫り込んである。切り立った岩の少し前には、用途不明だがほぼ並んで、少しずつ離れて3か所に石垣がある。岩盤の上に乗っており、最も大きいのは幅150~200cm、高さ130cmほどで、幅140cm、高さ40cmほどのものもある。

「金吾石」の岩盤を避けて東側へ回り込むと、ここも急な斜面になるが、切り立った岩盤が切れている。その斜面から西方向の上に鋸歯状に折れ曲がる、岩を削った階段状の昇り口がある。階段には径10cmほどの杭状の穴が両側7か所に穿たれている。階段を登り切った先は岩が西側から張り出し、東側は絶壁になって落ちているため、この張り出した西側の岩を削って幅110~120cmの弧状となる道を造っている。ここが内側の門（石原口）と思われる。この入口を進むと西側は絶壁だが、平面の傾斜は緩やかとなる。西側に土塁状の高まりのある所もあり、その途中の数か所は削られているが、うかつにここを進むとその先は絶壁となる。東側からの丘が迫った所は、西側の絶壁との間が2m足らずしかない狭い所もある。頂部は幅の広い部分もあり、安定して滞在できる平坦地は多い。旧国分郷土誌は平地が10町歩を超すと記している。

一段高くなっている観音山（岡）と呼ばれる山の周囲では豊富な湧水があり、雨上がりには滝のように流れるという。中世の戦いでは対面する城から水不足になる時を待っている敵に対して、水の多いことを鼓舞するため、馬の背を流すのを見せたという言い伝えもある。現在でも水量は多く、雨の降った翌日などは広く水たまりができています。この周りに貯水池の造られた可能性もある。

「ひめ」の字は『古事記』では「比売」と書き、乱の起きた同じ年に編纂された『日本書紀』では「媛」と書かれている。比売乃城のひめは今でこそ姫だが、「八幡宇佐宮御託宣集」までは比売が使われている。比売乃城の名称がついたのは記紀の記載状況や、先に記したように城を「き」と読ませていることからして『日本書紀』編纂の時期、つまり、乱の起きた時にはすでに城として機能していた可能性がある。



①比売乃城遠景(西から)



②西口



③階段と西門



④西側階段



⑤石垣

6 朝廷軍侵攻に備えた城

霧島市国分川内に牛糞（牛之糞）という字名がある。そのことを指摘し、ここを牛屎城に比定したのは市来家隆である。氏はそれまで牛屎城に比定されていた中世の伊佐盆地周辺の牛屎院は国分平野から遠いことから、立てこもった七城は国府に近い場所でないといけなとし、牛の糞近辺を想定したが、具体的な場所は設定していない。

字牛糞周辺は検校川の上流である長谷川に面しており、並行して県道 491 号線（大川原小村線）が走っている。字牛糞は水田や畑の営まれている低地と、北向き斜面から成っているため城の機能は果たし得ないが、その向かい側の 3 つの丘陵からなる字流合と、字柳の元は南側を長谷川、北側を前田川が流れており、この両河川は字流合の西側、字牛道との境で合流し前田川となる。現在の流合橋が架かっている場所である。

3 つの丘陵はそれぞれの間深い谷があり、3 丘陵とも二方、あるいは三方に岩崖があつて天然の要害となっている。ただ、短辺の片方、あるいは両方は急傾斜であるが、岩がなく登れないことはない。こうした場所は柵列、あるいは土塁、壕などで防ぐ必要がある。現状ではこうした施設を確認することはできない。いずれの丘陵も割と細い尾根状の地形を呈しており、裾野では水が豊富だが、頂部に湧水地が無く、長期の籠城は困難だと思える。立地的には合流地点に近い西側の丘陵がよいが、この丘陵は尾根筋が細く、両方から登れる。中央の丘陵は東側からしか登れず、三方に岩の崖がある。長さ 300m ほどで、幅もそこそこある。この地について、国分郷土誌は「人里離れた山間部にあり、ほとんどが傾斜地で交通の要衝でもないこの地に築いても、戦略的な価値のあるところとは思えない」として否定的である。

霧島市国分川原には幸原城（さちはらじょう）という中世の山城がある。北側を検校川が流れ、南側は小川の流れる狭くて深い谷のある東西に長い丘陵で、西側も急な岩の崖のある天然の要害である。中世山城に比定された城域のうち、東側は緩やかに落ちる丘陵となっているが、この途中に幅 55m ほどのくびれ部があり、そこから西は三方が岩の絶壁となつて居る。このくびれ部に柵列、土塁、壕などを築けば完全に周囲を囲うことができるが、現状でその痕跡をうかがうことはできない。頂部はやや傾斜があるものの広い平坦地があり、くびれ部から西は長さ 300m、幅 110m ほどである。今のところ湧水地を確認していないが、谷部を流れる豊富な水量や、岩の上に土が乗っている立地からして今後確認できる可能性



牛屎城(南から)



幸原城(西から)

はある。

さてこの 2 城が牛屎城と幸原城である可能性は名称と地形だけであるが、もしそうであれば、この城に立てこもったのにどういう意味があるだろうか。ここで古代の大隅国府へはいつてくる官道（当然ながら、当時はまだ官道は完全には整備されていなかったらう）について考えてみよう。

大隅国と日向国を結ぶ官道についてはいくつかの説があるが、大隅国の中にある大水駅をどこに置くかが大きな問題である。一つは都城市に想定されている島津駅との間に置く説、あと一つはえびの市に想定される真拆（真幸）駅との間に置く説である。ここでは島津駅との間に置く説について考える^(註4)。

この説では曾於市財部町にある大川原、あるいは霧島市国分敷根、近年では発掘調査の成果から財部町高篠遺跡付近が想定されている。敷根では島津駅との間が遠く、逆に国府に近すぎることからここでは省く。

小園公雄は大水駅を大川原に比定し、俊寛らの喜界ヶ島流刑ルートを書いた『長門本・平家物語』から大川原（大水駅）—夏木（夏影）—赤坂—牧内—入戸—止上—けしきの森ルートを想定する（小園：1991）。一方、曾於市高篠遺跡の調査では掘立柱建物・屋内炉・屋外炉・焼土跡・道跡などが検出され、「大」・「會」・「牧」・「舎」・「家」など 30 点以上の墨書土器・ヘラ書き土器や、石製腰帯具・鉄絞具・土馬・多量の焼塩土器・中国製磁器などが出土したことから、役所的施設の存在が想定された。その結果を踏まえ、松田朝由・岩澤和徳らは近くに駅の存在を想定し、実際に走破し、次のような道筋を考えている。島津駅から JR 日豊本線財部駅までは小園の想定と同じだが、ここからやや南へ下り、大淀川へ流れる横市川沿いに歩き、比曾木野の分水嶺を越え検校川沿いに下っていくコースである。高篠—岩戸—口輪野—見返へと鎮守尾川沿いに通過し、国分平野へはいる。口輪野から川原、名波、府中へと行くコースもある。このルートは大川原ルートに比べ、距離は短い、直線的でなく、道幅が狭い欠点があると指摘している（松田・岩澤：2004）。

大隅国庁と島津駅との間にはこれまで考古学的に立証できる駅家関係遺跡の発見はないし、筆者にもこうした想定に判断する力量はないが、大きくは先の 3 ルート、つまり財部駅から北永野を通るルート、財部駅から比曾木野を通るルート、牧ノ原から敷根に入るルートの可能性が高い。大川原説を考えると、距離的には赤坂から木原—城山公園、あるいは台明寺へ至るルートに近い。この北永野を通るルートだと幸原城の近くを通ることになる。また、大水駅を高篠遺跡付近に想定すると、牛糞の脇を通ることになる。考古学的に考えると高篠遺跡の存在は捨てがたい。もちろん、大川原付近に今後発見される遺跡のある可能性は否定できないが。

国分郷土誌は牛糞の地を「戦略的な価値のあるところとは思えない」といっているが、朝廷軍が日向方面から攻めてくると想定し、その侵入口を防ぐとしたら、牛糞・幸原とも前線基地として重要な拠点にあっているのではなかろうか。

7 神野城と志加牟城

清水城は城山公園の北側にある城で、東側は丘陵とつながっているが、南から西、北とほとんどが岩壁に囲まれている。その間には深い堀状の窪みもあり、いくつかの山塊になっている。

ここで紹介する西南にある山塊はほぼ四方を岩壁に囲まれている。北壁を西から東へ崖沿いに歩くと、気づきにくいですが、やや南へ窪んだ場所がある。ここを入るとすぐに階段になって上の平坦地へ上がっている。道幅は 1.5m ほどで上に行くほど狭くなっている。階段の両側には 60~80cm ごとに径 15 cm の円柱痕があり、だいぶ急な傾斜である。窪みの入り口からはこの階段が見えないが、カーブして少し入った所に 30cm 角の窪みが左右にあり、門柱痕跡かと思われる。登り口の上の方はシラスの堆積となっているため、階段がはっきりしない。上の部分はかなり広いが、緩やかな傾斜をしており、その奥に小高い山が 2 か所ある。この山の両側は土塁状の高まりがあり、その南西側には曲輪様の平坦面もある。傾斜面の途中から湧水があるようで、山麓には今でも清水が多く流れ、小川となっている。

姫城と谷を挟んだ北側に橋木城という山城がある。春山台地から南に延びた標高 150~180m の丘陵先端に位置し、北側にくびれ部分がある。北西の方は松永川（霧島川）が流れている。この城は橋城と呼ばれたこともあり、「タチバナキ」と読めば、先に記した古い城柵の一つである可能性もある。現在では山頂まで車が通れる道ができ、あちこち寸断されているため、かつての様相が失われているが、三方が絶壁となる天然の要害には違いない。

北側のくびれた場所に東西に延びる土塁状の高まりがあり、南側の城内への侵入をふさいでいるが、この東端近くを切って門を拵えている。門の幅は 1.6m で、この両側には岩を削った幅 40 cm の溝状の窪みがあって、径 13cm ほどの鏝の痕があることから扉のあったらしい状況を示している。

土塁様高まりに沿って東の外側は幅が 1.6m の道になっているが、この道は麓から谷を利用して北の方に上がって来、最高点あたりで土塁様高まりに向かっている。土塁様高まりにぶつかる地点で直に東へ曲っているが、すぐ近くにある門へ入るのを見逃し、少し進むと絶壁の崖下に落ちる仕組みになる。「人落としの谷」と呼ばれ、曾於乃石城の東側と似た構造である。

城内は丘状の高まりなどもあるが、平坦な場所もかなり広い。南北 200m、東西 850m ほどで、下の平野部とは比高 20 数m ある。

最頂部の丘の周辺からは湧水も染み出ており、貯水池をつくるのも可能である。

この城は神山城とも呼ばれることから市来家隆は神野城に比定している。

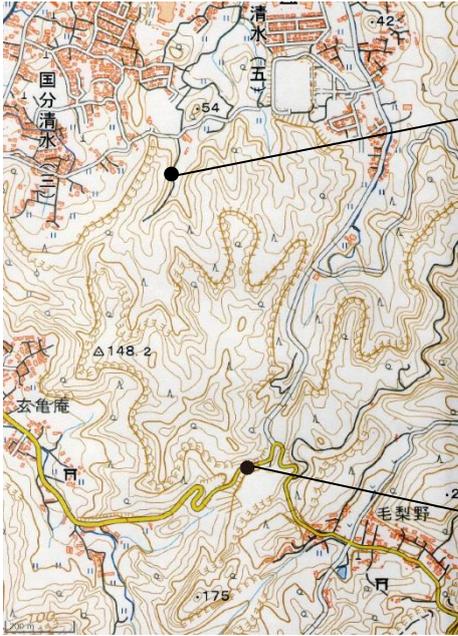
天平 12 年（740）に起こった藤原広嗣の乱で、朝廷軍を率いたのは右大臣橘宿禰諸兄だが、彼は畿内にいた隼人を連れ、広嗣軍に参加していた薩摩・大隅国の隼人たちに寝返るよう説得した。このことにより、この乱は収束したのだが、この橋と城名が同じであるのは奇遇である。



清水城遠景(西から)



橋木城(西から)



清水城西口



清水城東口



橘木城 土塁脇の道



橘木城北口



橘木城北口

8 これらの城に共通した構造・施設

これまで、養老年間に大隅隼人が朝廷に刃向かい、征討に対して立てこもった城について考えてきたが、これらの城の構造・施設についてまとめることにする。始良カルデラの東端近くにあたる国分平野周辺は切り立った崖を有する山が多く、簡単に登れない地形になっていることから、城を造るに適した天然の要害になっている。周辺を見回すといかにも城にふさわしい山がいくらかもあるように見える。ところが、いざここに登り、生活しようとすればそれほど楽ではない。住みつくには平坦地が必要であり、水の確保がた易くなければならない。低地との行き来も簡単に出来ねばならない。城として機能するには閉じこもるだけでなく、攻めねばならない。そうした点でこれらの城は適しているのだろうか。

まず、地形であるが、先に挙げた 6 城はいずれも二方、あるいは三方が岩壁となっており、まさに石城と言ってもよい天然の要害地である。曾於乃石城・比売乃城・橘木城・清水城などは頂部の広さもかなりあり、多くの人が立てこもるだけの広さがある。これに対し、牛屎城・幸原城などは多くの人数が立てこもるには狭い。いかにも急拵えの城のように思える。先に記したように敵の侵入をとりあえず食い止めるための防御用の城、前線基地だったのではなかろうか。

次に、長期にわたる籠城に欠かせない湧水地であるが、曾於乃石城・比売乃城・橘木城・清水城などはいずれも城内に豊富な水が確保できそうであり、確認はしていないが幸原城も地形からしてありそうである。調査が進んでいないためはっきりしないが、水の確保はた易かったようである。比売乃城・清水城などは池状の窪みがあってもおかしくはない。

次に今確認できている構造を見てみる。調査の行われている城がないため時期の特定が難しいが、いくつかの施設が分かっている。これらのなかには城山の西門（搦手門）のように中世のものだと考えられている所もあるが、中世と断定できる根拠もない。

まず、岩を削って門を造った城である。曾於乃石城・比売乃城・橘木城・清水城のいずれもがこれに該当する。これらは硬い岩盤を削って通路を確保し、底面も丁寧に平らにしている。その入り口近くには柱を埋め込んだと思える溝状の窪みが彫られ、曾於乃石城と橘木城では鏝の痕跡も残っている。両開きと、片開きがありそうである。門に続く道は平坦な場所に造られた橘木城では平らであるが、曾於乃石城・清水城は城内に向かって登る階段状になっており、これらの階段には脇に杭痕も付いている。いっぽう、比売乃城は門まで階段を上り、門から内側は緩やかな傾斜になっている。ただ、階段には前者と同じく杭痕がある。鹿児島の中世山城には地質の違いもあるが、このように岩を削るような細工はない。石を削る巧みな石工の存在と、ノミ・ゲンノウなど石加工具の保持がうかがえる。先に紹介した妻山元遺跡での鉄滓の出土は鉄製品加工の技術が既に存在していたことを物語っている。

比売乃城・橘木城に見られる石垣も注目される。比売乃城の 3 か所は続いているようでもあり、さらに周囲にもあるのかもしれない。今後の詳細な調査に待つしかないが、背後の屏風岩を前にして上に土塁があれば、頑丈な二重の防備を示すことになる。

曾於乃石城・橘木城に見られる追い落とし状の細工も中世の山城にない工夫であるし、清水城の門のように入り口から見えないうちに造り、おびき寄せる工夫も同じような戦略である。岩を平らに削る細工も特徴的であり、先に記した古代の城柵の造りかもしれない。岡山県にある鬼の城の門にも似ている。なお、曾於乃石城・比売乃城・橘城・清水城で見られる階段の杭は円形で、門だけに角材が使われる構造は鬼の城など瀬戸内系山城と一致し

ている。

あと一つ気になるのは比売乃城・橘木城・清水城に見られる土塁状の高まりである。比売乃城では西側の岩壁の低い所に南北に連なる高まりがあり、東側にも途中で止まっているが、土塁状の高まりがある。橘木城では自然地形か否かの判断が難しいが、北端のくびれ部に東西に連なる土塁状の高まりがあり、その一部を削って門を造っている。清水城では先に紹介した郭のほか狭い筋状の谷を隔ててあと二つの郭があり、この二つの郭は谷の浅い所に土橋を築いてつないでいる。東側の郭の北側は土塁状の高まりでふさいでおり、さらに東・西へ延びている。今はこの高まりを削って入口となっているが、車道のため広がっており、門かどうか確認できない。その南側には岩を削ったような幅2mほどの道状の窪みがある。ここも今はセメントが吹き付けてあるため確認できないが、岩を削って整然としてあることから東門としての機能を持っていると思われる。

これらの土塁状の高まりは版築状の細工が確認できず、上から下までシラスのため、自然状況なのか、人為的構造物なのか判断しがたい。ただ、自然のものとしては幅が限られ、地形的にも不自然である。北九州の神護石系山城や鬼の城・屋島城などには版築の土塁が存在したり、予測できることからこの3城についても可能性はある。今後の調査成果に待ちたい。

9 終わりに

隼人が立てこもった城は、養老年間に乱を起こして急ごしらえで造ったものでなく、朝廷側が隼人の抵抗に備えて造った、造らせた城だった可能性が強い。城内には非常用の備蓄食の入った倉があり、そのため1年を超える籠城が可能だったのではなかろうか。

隼人が立てこもったと記された7か所の城は、いずれもはっきり確定しているわけではない。また、本格的な調査が行われていないため、今では外観でしか探ることができない。今後、測量・発掘調査などとともに、他地域にある古代城柵との比較、科学的分析などができれば、より正確な分析ができるかもしれない。とともに、まだわからない城もあることから、中世山城にこだわらず、地形なども検討した国分周辺の城調査も必要であろう。

ここでは市来家隆が指摘したように国分平野周辺にあるとの前提に立って検討したが、もう少し幅を広げた検討が必要だとする意見もある。そうした検討が必要であることは否定しないが、筆者は国としてまとまりのなかった大隅国成立当初期であったこと、現実的に考えて事件を起こして立てこもるのに遠くに逃げ込める自分たちの城があったのか、すぐに閉じこもる準備ができたのかなど考えると、地形や位置関係を知っていて、すぐに、あるいは乱を興す時に備えて食糧等を持ち込んでいけた距離の所が該当し、それほど広い地域を対象として考えなくてもいいのではないかと思う。今後、周辺の城の調査を進め、さらにより詳しい調査が進み、具体的な証明ができることを期待している。

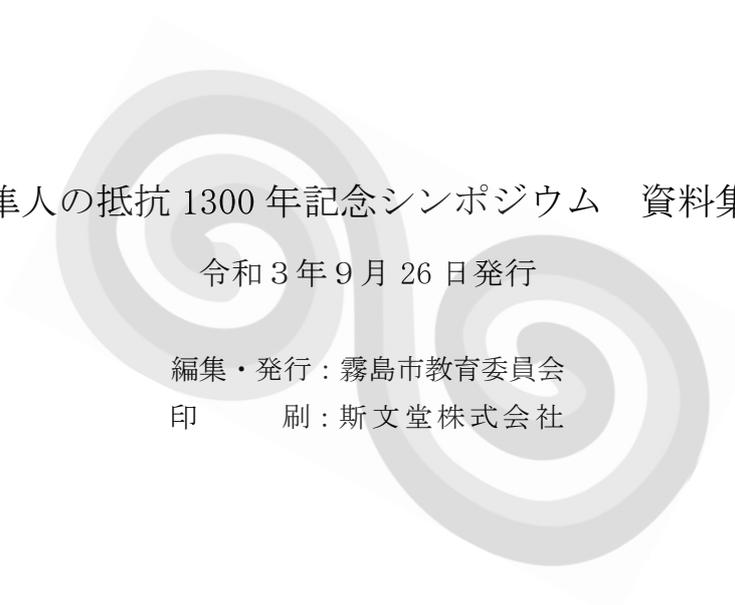
古代の城を調査するに際して、(株)パスコの戸次友臣氏には常に現地まで同行いただき、測定などを一緒に行い、同社の関口真由美氏・翁長武司氏には同行と地図での観察を手伝っていただいた。岡山理科大学亀田修一教授・岡山大学稲田孝司名誉教授には古代の城を観察するにおける様々な示唆をいただいた。最後になったが、お礼申し上げます。

註

- 1 敬称は略した。
- 2 姫木は鎌倉期から見える地名で、江戸時代から明治 22 年までの村名は姫城村。隼人城は室町時代から見える城名である。
- 3 薩摩国にも高城郡・高城駅という地名があるが、城の実態は不明である。薩摩国はこの頃、肥後からの移民があり、落ち着いていたと思われるが、大隅国はまだいくつかの乱があり、用心する必要があった可能性がある。
- 4 真幸駅との間に置くとすれば湧水町栗野あたりが想定されている。古代の墨書土器や越州窯青磁などが出土している山崎 B 遺跡などは役所跡として有力である。宝永元年(1704)に東大寺大仏殿再建の棟木として用いるため、白鳥山から運び出された木材は「栗ノ牛瀬戸」を経て、「おとり越え」を通り「浜ノ市」まで 5 カ月を要しているが、「栗ノ牛瀬戸」は山崎 A 遺跡の近くに名を残しており、「おとり越え」は隼人の鳥越だとされている(北郷:1987)。

参考文献

- 市来家隆 1979 『宇佐八幡託宣集』の隼人七城小考」第 5 号 隼人文化研究会
- 乙益重隆 1973 「隼人七ツの城」『古代史講座』月報 (学生社)
- 狩野久 2004 「西日本古代山城の歴史的意義」『シンポジウム記録 4 激動の七世紀と古代山城・吉備の鉄』考古学研究会岡山例会委員会編
- 上村俊雄 1977 「隼人の城について」『隼人文化』第 3 号 隼人文化研究会
- 喜田貞吉 1943 『日向国史』
- 霧島郷土史研究会 2013 『會の隼人』
- 霧島市立国分郷土館 2016 『隼人の城—霧島市の城とそこに生きた人々』平成 27 年度 霧島市立国分郷土館特別展資料集
- 熊谷公男 2020 「古代の城柵と山城」『鞠智城シンポジウム 2019 成果報告書 古代の山城と東北城柵』熊本県教育委員会
- 国分市役所 1973 『国分郷土誌』
- 小園公雄 1991 「ナゾの大隅官道ルート」3 月 8 日南日本新聞朝刊
- 重松明久校注訓訳 1986 『八幡宮託宣集』現代思潮社
- 白尾国柱 1795 『甕藩名勝考』卷之五 (鹿児島県 1982 『鹿児島県史料』に所収)
- 中村明蔵 1977 「国分市城山・姫城」『隼人文化』第 3 号 隼人文化研究会
- 中村明蔵 1977 「隼人の豪族 曾君についての考察—その本拠地と勢力圏をめぐって」『隼人文化』第 3 号 隼人文化研究会
- 平田信芳ほか 1985 『城山山頂遺跡』(『国分市埋蔵文化財調査報告書』2) 国分市教育委員会
- 北郷泰道 1987 「東大寺虹梁と日向—神話化の構造」『えとのす』32 新日本教育図書株式会社
- 松田朝由・岩澤和徳 2004 「高篠遺跡の特質と歴史的位置づけ」『九養岡遺跡・踊場遺跡・高篠遺跡』(『鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書』71) 鹿児島県立埋蔵文化財センター
- 吉田東伍 1900 『大日本地名辞書』中国・四国・西国
『鹿児島県の地名』(『日本歴史地名体系』47) 平凡社



隼人の抵抗 1300 年記念シンポジウム 資料集

令和 3 年 9 月 26 日発行

編集・発行：霧島市教育委員会
印 刷：斯文堂株式会社

